

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2024年2月1日
(第72期) 至 2025年1月31日

クロスプラス株式会社

名古屋市西区花の木三丁目9番13号

(E02967)

目次

頁

表紙		
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
	1. 主要な経営指標等の推移	1
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	4
	4. 関係会社の状況	5
	5. 従業員の状況	6
第2	事業の状況	8
	1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
	2. サステナビリティに関する考え方及び取組	10
	3. 事業等のリスク	12
	4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	14
	5. 経営上の重要な契約等	17
	6. 研究開発活動	17
第3	設備の状況	18
	1. 設備投資等の概要	18
	2. 主要な設備の状況	18
	3. 設備の新設、除却等の計画	19
第4	提出会社の状況	20
	1. 株式等の状況	20
	(1) 株式の総数等	20
	(2) 新株予約権等の状況	20
	(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	24
	(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	24
	(5) 所有者別状況	24
	(6) 大株主の状況	24
	(7) 議決権の状況	25
	2. 自己株式の取得等の状況	26
	3. 配当政策	27
	4. コーポレート・ガバナンスの状況等	28
	(1) コーポレート・ガバナンスの概要	28
	(2) 役員の状況	34
	(3) 監査の状況	37
	(4) 役員の報酬等	39
	(5) 株式の保有状況	42
第5	経理の状況	49
	1. 連結財務諸表等	50
	(1) 連結財務諸表	50
	(2) その他	90
	2. 財務諸表等	91
	(1) 財務諸表	91
	(2) 主な資産及び負債の内容	101
	(3) その他	101
第6	提出会社の株式事務の概要	102
第7	提出会社の参考情報	103
	1. 提出会社の親会社等の情報	103
	2. その他の参考情報	103
第二部	提出会社の保証会社等の情報	103

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年4月28日
【事業年度】	第72期(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本大寛
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 鮎川 崇
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 鮎川 崇
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
売上高 (百万円)	64,002	59,120	57,056	60,190	62,004
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	2,530	△1,296	413	1,974	1,275
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	2,001	△1,666	455	2,064	1,289
包括利益 (百万円)	2,540	△1,819	△126	3,168	1,615
純資産額 (百万円)	14,857	12,815	12,464	15,524	16,942
総資産額 (百万円)	32,419	26,555	26,097	28,370	27,658
1株当たり純資産額 (円)	2,023.01	1,742.98	1,693.82	2,100.72	2,285.08
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	272.97	△227.24	62.12	280.54	174.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	271.74	-	61.58	278.08	173.11
自己資本比率 (%)	45.8	48.1	47.6	54.6	61.1
自己資本利益率 (%)	14.7	△12.1	3.6	14.8	8.0
株価収益率 (倍)	4.5	△3.0	12.5	4.6	5.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,399	1,986	883	2,940	△486
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△285	△239	263	276	232
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,451	△1,559	△754	△1,460	△1,109
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,259	3,496	3,895	5,656	4,307
従業員数 (名)	752	697	667	679	699
(外、平均臨時雇用者数)	(500)	(503)	(445)	(485)	(485)

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第69期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第70期の期首から適用しており、第70期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
売上高 (百万円)	60,513	55,710	54,102	57,351	59,221
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	2,641	△1,271	313	2,220	1,308
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,995	△1,513	375	2,021	1,322
資本金 (百万円)	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944
発行済株式総数 (株)	7,718,800	7,718,800	7,718,800	7,718,800	7,718,800
純資産額 (百万円)	14,900	12,948	12,525	15,475	16,901
総資産額 (百万円)	31,711	26,206	26,080	28,011	27,007
1株当たり純資産額 (円)	2,028.85	1,761.12	1,702.14	2,094.00	2,279.54
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	24.00 (6.00)	24.00 (15.00)	12.00 (6.00)	27.00 (12.00)	30.00 (15.00)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	272.17	△206.36	51.15	274.81	178.94
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	270.94	-	50.71	272.41	177.49
自己資本比率 (%)	46.9	49.3	47.9	55.1	62.4
自己資本利益率 (%)	14.6	△10.9	3.0	14.5	8.2
株価収益率 (倍)	4.5	△3.3	15.2	4.7	5.4
配当性向 (%)	8.8	△11.6	23.5	9.8	16.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	611 (463)	576 (468)	553 (414)	552 (440)	590 (444)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	165.5 (110.0)	96.0 (117.7)	110.0 (126.0)	179.8 (166.9)	143.3 (186.7)
最高株価 (円)	1,555	1,415	830	1,419	1,314
最低株価 (円)	350	675	600	731	839

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第69期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

3 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を第70期の期首から適用しており、第70期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1951年8月	辻村重治が婦人ブラウスの製造卸売を目的として名古屋市中村区にて、櫻屋商店を創業
1953年4月	櫻屋商店を改組し、名古屋市中村区西柳町2-1に櫻屋商事株式会社を設立
1956年4月	東京都中央区日本橋蛸殻町4-6に東京支店を開設
1963年12月	名古屋市中村区西柳町3-19に本社ビル（現 HANANOKIビル）を完成、本社移転
1970年4月	事業部制（現 D I V（ディビジョン）システム）を導入
1980年10月	名古屋市中村区花の木3-9-13に本社を移転
1986年7月	岐阜県海津市海津町高須町城跡1158にC P流通センターを開設
1994年8月	東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6に東京支店を移転
2000年9月	中国の上海及び青島に駐在員事務所を開設
2001年7月	岐阜県海津市海津町萱野130-2に中部センターを開設
2001年8月	商号をクロスプラス株式会社に変更
2002年8月	S P A等への販売を行う目的で、スタイリンク株式会社を設立
2003年2月	小売事業への展開を目的として、ノーツ株式会社を設立 株式会社漆ワールドを子会社化し、商号をジュンコ シマダ ジャパン株式会社に変更し、同年4月、ジュンコ シマダ インターナショナル株式会社のアパレル事業を営業譲受
2004年4月	東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部に株式を上場
2004年9月	中国上海市に客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司（現 連結子会社）を設立
2005年3月	ノーツ株式会社が株式会社エー・ティーの株式を取得
2005年7月	ノーツ株式会社を存続会社として株式会社エー・ティーを吸収合併
2005年7月	中国青島市に客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司・青島分公司を設立
2006年5月	株式会社ヴェント・インターナショナルの株式を取得
2006年11月	客楽思普勒斯(上海)時装貿易有限公司を設立
2007年10月	ノーツ株式会社を吸収合併
2008年12月	東京都中央区日本橋浜町3-3-2 トルナーレ日本橋浜町に東京支店を移転
2009年6月	中国上海市に客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司を設立
2011年11月	客楽思普勒斯(上海)時装貿易有限公司を清算
2012年1月	株式会社ヴェント・インターナショナルがVENT HONG KONG LIMITEDを設立
2012年11月	ジュンコ シマダ ジャパン株式会社から事業譲受
2013年1月	ジュンコ シマダ ジャパン株式会社を清算
2015年10月	株式会社ヴェント・インターナショナルのリズリサ事業を営業譲渡
2016年12月	株式会社ヴェント・インターナショナルを清算 客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司を清算
2017年6月	株式会社ディスカバリープラス（現 連結子会社）を設立
2018年2月	株式会社サードオフィス（現 連結子会社）の株式を取得
2018年3月	株式会社スタイルプラス（現 連結子会社）を設立
2018年9月	株式会社中初（現 連結子会社）の株式を取得
2019年7月	スタイリンク株式会社を清算
2021年1月	株式会社中初が同社子会社である株式会社クリーズを吸収合併
2022年4月	市場区分見直しに伴い、東京証券取引所市場第二部からスタンダード市場に移行 名古屋証券取引所市場第二部からメイン市場に移行
2022年9月	VENT HONG KONG LIMITEDを清算
2023年9月	株式会社アイエスリンク（現 連結子会社）の株式を取得
2024年4月	株式会社中初を吸収合併

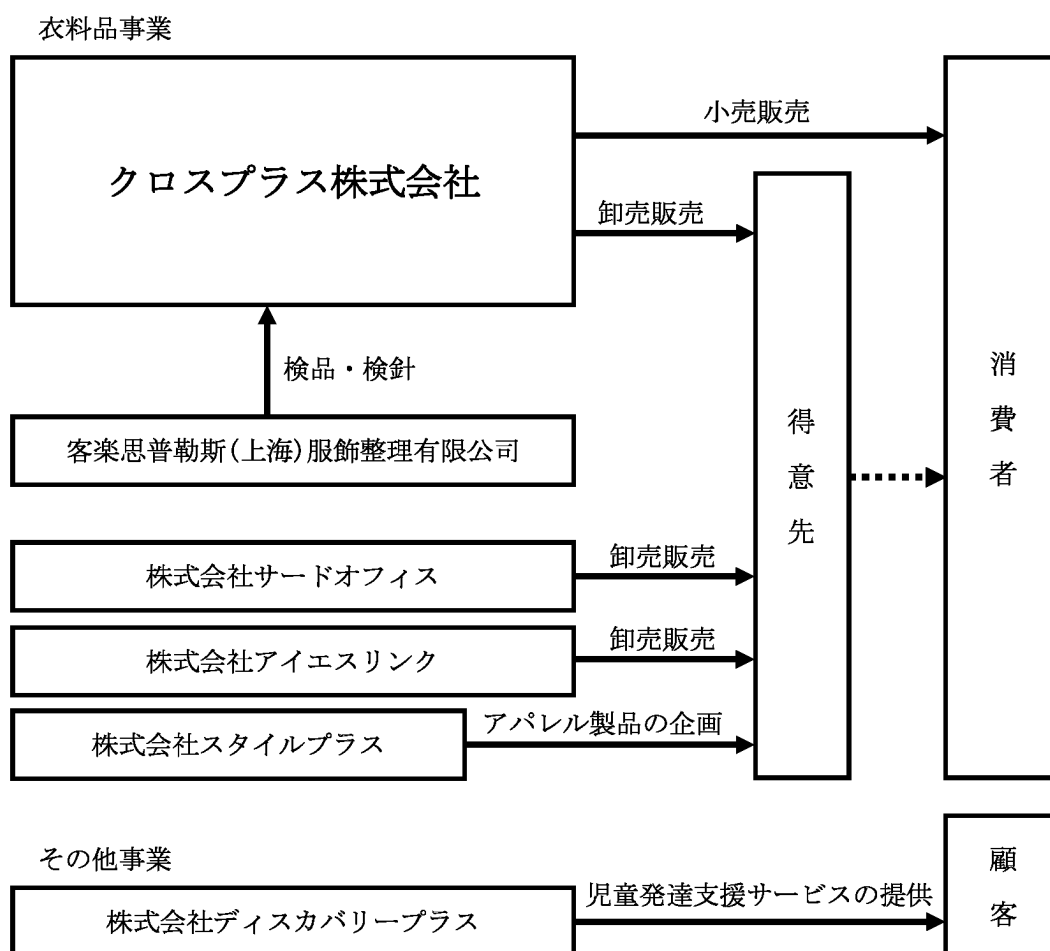
3 【事業の内容】

当社グループは、クロスプラス株式会社（当社）及び連結子会社5社で構成されており、衣料品及びライフスタイル商品の企画・製造・販売を主な事業としているほか、店舗・ECでの小売販売を行っております。

クロスプラス株式会社は、婦人衣料の製造卸売を主力に、専門店、量販店、無店舗等へ販売を行っております。その他にライフスタイル商品の製造卸売を拡大しており、専門店、量販店に加えて、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニ等への販売を行っております。また、小売については、直営店舗での衣料・雑貨販売とECサイトでの衣料・雑貨・ライフスタイル商品の販売を行っております。

株式会社サードオフィスは専門店へのメンズ衣料品を主力とした製造卸売販売を行っております。株式会社アイエスリンクはバラエティショップやドラッグストア等への化粧品品の製造卸売販売を行っております。株式会社スタイルプラスは専門店へのアパレル製品の企画、製造並びにそれらに関する指導及びコンサルティングを行っております。客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社製品の検品・検針・物流加工を行っております。その他事業として株式会社ディスカバリープラスは児童発達支援サービスを行っております。

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社サードオフィス	東京都新宿区	10	アパレル製品製造 卸売	100.00	当社から借入れを受けております。 役員の兼任：2名
株式会社アイエスリンク	愛知県春日井市	10	化粧品製造卸売	100.00	当社から借入れを受けております。 役員の兼任：3名
株式会社スタイルプラス	名古屋市西区	10	アパレル製品企 画、販売及びコン サルティング	100.00	役員の兼任：1名
客楽思普勒斯(上海) 服飾整理有限公司	中国上海市	50	検品・検針・物流 加工	100.00	当社商品の検品・検針業務を行って おります。 役員の兼任：3名
株式会社ディスカバリープラス	東京都中央区	10	児童発達支援	100.00	当社から借入れを受けております。 役員の兼任：2名

5【従業員の状況】

当社グループはセグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

(1) 連結会社の状況

2025年1月31日現在

部門	従業員数(名)
卸売	502(201)
小売	139(281)
その他	58(3)
合計	699(485)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
590(444)	42.7	15.4	5,215

部門	従業員数(名)
卸売	451(163)
小売	139(281)
合計	590(444)

(注) 1 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

2 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 3. 4.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
30.6	100.0	76.5	69.7	102.6

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき、下記計算式において算出したものであります。

女性の平均年間賃金／男性の平均年間賃金×100%

4. 当社では、男女平等の原則に基づき、賃金規程や昇進・昇給の運用において性別による差を設けておりません。賃金差異が生じる主な要因は、以下の通りです。

(イ) 上位役職者の性別比: 当社の上位役職者には女性が少ないため、統計上の平均賃金に差が生じます。

(ロ) 職種による性別分布: 事業の特性上、専門職に女性が多く在籍しております。

(ハ) 勤続年数の差異: 平均勤続年数が男性より女性の方が短い傾向にあり、これが賃金水準に反映されています。

これらの要因を踏まえつつ、男女間の賃金格差を縮小するための取り組みを積極的に進めております。

②連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、次の社訓、経営理念、経営基本方針及び企業行動指針を企業理念として掲げ、企業活動を行っております。

「社訓」

共存共栄を旨とし、商道を通じ社会に貢献するを経営の目的とする。

「経営理念」

私たちは「夢と喜びあふれるファッション」を提供し、豊かな社会の創造に貢献します。

「経営基本方針」

1. お客様第一の行動：美しくありたい、楽しく幸せでありたいお客様へ価値ある商品を提供します。
2. 社員の尊重：社員一人ひとりの個性や能力を発揮する環境を整え、社員を大切にします。
3. チャレンジの姿勢：新しく、常に前向きに、高い目標にチャレンジします。

「企業行動指針」

1. 企業活動の目的

私たちは、すべてのお客様に対して、夢と喜びを安全な商品とサービスに託して届けます。

2. 責任ある企業活動

私たちは、社会の一員として、法令や規則を遵守していきます。

私たちは、株主に対して、誠実かつ信頼のおける経営で応えていきます。

3. 人権・社員の尊重

私たちは、人権を尊重し、ハラスメントを行いません。

私たちは、意欲ある人材の育成に努め、成果を重視し、公正な評価を行います。

4. 情報の管理・公開

私たちは、企業情報を適切に管理します。

私たちは、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適時・適切に開示します。

(2) 経営戦略

当社グループは、婦人服業界トップクラスの企画・生産力を持ち、年間5,000万枚の高感度・高品質・リーズナブルな価格の商品を製造しています。主力となるアパレル卸売では、専門店、量販店、無店舗等へ販売を進めています。その他に、ライフスタイル卸売を拡大しており、専門店、量販店に加えて、ドラッグストアやコンビニ等への販売を進めています。また、アパレル小売については、衣料品、ライフスタイル商品を店舗やECを通じ直接消費者に販売を進めています。

グループ会社では、専門店へのメンズ衣料品販売の株式会社サードオフィス及び化粧品販売の株式会社アイエスリンクにより、当社の事業領域の補完を進めます。これらを支える生産及び物流の基盤として、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的な生産体制、海外検品と国内自社センターとの連携による物流ネットワークなど、グローバルなサプライチェーンの構築を進めています。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、長期ビジョンとして、「ファッションの力で、ライフスタイルの新たな可能性を開く」企業を目指して、「いつもの毎日に彩りとよろこびを」をスローガンとする2026年1月期からの3か年の中期経営計画を策定し、アパレルとライフスタイルの両輪で収益力向上に取り組んでまいります。

中期経営計画の最終年度であります、2028年1月期の連結業績予測として、売上高は680億円、営業利益は20億円、ROE9.0%以上の目標を掲げ、企業価値の向上を目指してまいります。

(4) 経営環境

アパレル業界は、記録的な残暑や暖冬など厳しい事業環境となりました。加えて、不安定な海外情勢による原材料価格及びエネルギー価格の高騰や円安による物価の上昇に伴う個人消費などへの影響が懸念され、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループにおきましては、アパレル卸売では、収益性を高めるため、専門店販路の拡大、機能性ファッションブランド「クロスファンクション」の強化、メンズ事業の拡大を目指します。

アパレル小売では、自社ブランドを展開する量販ショップに、好調な雑貨の品ぞろえを増やし、ECにおいては、SNSや動画を活用したマーケティングを強化することで、外部モールに加えて、自社ECサイトにおいても売上を拡大してまいります。

ライフスタイル卸売では、シーズン雑貨に加え、ビューティー、ヘルスケア、ファッション雑貨などのライフスタ

イル領域を拡充し、アパレルだからできるライフスタイルを創造してまいります。

企業価値向上の取り組みとしては、キャッシュアロケーションを見直し、EC、ライフスタイルへの成長投資とともに、株主還元強化に取り組んでまいります。

今後も、消費環境の変化に柔軟に対応し、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループはサステナビリティに係る対応を経営上の重要課題と認識し、当社にてサステナビリティ委員会を中心とするガバナンス体制を構築するとともに、取締役会による監査を行っております。

取締役会は、サステナビリティに関するリスク及び機会に係る課題について、サステナビリティ委員会より取組状況や目標の達成状況の報告を受け、モニタリングし、また新たに設定した対応策や目標を監督します。

サステナビリティ委員会は原則として隔月に開催され、マテリアリティ（重要課題）の検討やサステナビリティ戦略について審議し、サステナビリティ事業に与える影響について評価を行い、対応策の検討・立案及び目標の設定を行うほか、事業活動についてサステナビリティの視点から検証及び提言を行います。そして、取組状況や目標の達成状況を毎年1回取締役会に報告し、監督を受けております。

サステナビリティ委員会は、委員長は常務取締役が務め、このほか、執行役員から構成され、経営企画部が事務局を担っております。

(2) 戦略

当社グループはサステナビリティ課題を経営課題の一つと認識しており、サステナビリティ委員会を設置し、検討を進めております。以下の3つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、これを実行し、実現することを目標としております。

- ① 環境に配慮するものづくり
 - ・環境配慮型素材の利用、資材・副資材の循環利用の促進
 - ・リサイクル・リユースの促進
- ② 暮らしと社会の懸け橋
 - ・自治体との地方創生、企業とのコラボレーション企画
 - ・工場の監査、トレーサビリティ管理
- ③ 一人一人が輝くワークライフ
 - ・ワークライフバランスの推進、QOLの向上
 - ・働きがいの向上、挑戦しやすい環境の整備

また、当社グループにおける人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は以下のとおりであります。

a. 人材育成方針

当社グループでは、社員は重要な財産であり、性別・年齢等に関係なく、会社と社員がともに成長することができる組織づくりを進めております。社員が個性や能力を発揮しながら、一人ひとりの成長に結びつく人材育成に取り組んでおり、経験、キャリアに応じて、対面での研修とオンライン研修を実施することにより、様々なキャリア形成を会社が支援しております。そして、多くの役割と経験を担うことによって、更なる成長ができる機会を提供してまいります。

人材の採用にも重点をおいており、将来の事業成長を支える人材や事業成長に必要な機能を強化するための人材の確保に努めてまいります。

b. 社内環境整備方針

当社グループは、多様なスキル・経験・価値観を持った意欲と能力のある社員が公正に評価され、社員一人ひとりがお互いに認め合い、個性や能力を最大限に発揮することができる社内環境を整えてまいります。そして、多様な人材の活躍を推進するために、個々のライフワークバランスの実現や、社員のライフシーンに柔軟に対応した職場環境をつくることによって、仕事の生産性の向上と生活の質の向上を実現してまいります。

(3) リスク管理

サステナビリティに係るリスク及び機会は、サステナビリティ委員会にて洗い出しを行い、各事業部門と連携し、確認・対応を行っております。各種施策の進捗は各部会、執行役員会にて議論・報告がなされ、必要に応じて取締役会へ報告しております。また、サステナビリティに係る事項は、常務取締役が管掌しており、常務取締役はサステナビリティ委員会の委員長としてサステナビリティが事業に与える影響について評価し、リスク及び対策について管理を行っております。

(4) 指標及び目標

当社では、上記「(2) 戦略」において記載した人材の多様性を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりです。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
管理職に占める女性労働者の割合	35.0%	30.6%
男性労働者の育児休業取得率	100.0%	100.0%
労働者の男女の賃金の差異	80.0%	76.5%

（注）人材育成・社内環境整備は連結子会社各社で行われていますが、規模・制度の違いから一律に記載せず、人材の大多数が所属する当社単体について開示しています。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している重要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

①消費低迷や天候不順に関するリスク

当社グループが扱っております衣料品は、国内外の影響で景気低迷となることや生活必需品値上等で消費マインドが低下することとなった場合、販売不振や販売価格の低下をもたらし、また、シーズン性が高く天候により売上が変動しやすいため、残暑や暖冬などの天候不順により販売不振となる場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、こうした外部環境の変化への対応として、基幹事業であるアパレル卸売の収益性を向上し、アパレル小売・ライフスタイル卸売の拡大を進めることで、収益基盤の強化に努め、持続的な成長と企業価値の向上に努めています。

②ファッショントレンドや消費者嗜好の変化に関するリスク

ファッショントレンドの移り変わりによる消費者の嗜好の変化により適切な商品が提供できなかった場合には、販売不振等により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、常にファッション情報の収集・分析を行い商品企画の精度向上に努め、多くのブランドを複数の販売チャネルで展開することで消費者の多様な嗜好に対応してまいります。

③自然災害に関するリスク

地震、火災、風水害等の自然災害により事業運営上の困難が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、BCP(事業継続計画)を策定するとともに、大規模地震を想定した緊急時対応訓練を継続的に実施し、グループを挙げて緊急時対応レベルの向上を図っています。

④海外からの商品調達に関するリスク

当社グループの商品は、中国を始めとするアジア諸国等にて生産し国内に輸入、販売しておりますが、海外における自然災害、パンデミック、テロ、戦争、政変や経済情勢の悪化等の発生などにより、海外からの商品調達を適切に行うことができなかつた場合や原材料価格の高騰により、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応策)

当社グループは、複数の原料調達先を所有し、特定の原材料を特定の調達先に依存することなく、かつ適正な価格により調達する仕組みを整えています。

⑤為替レート変動に関するリスク

当社グループの商品は、ほとんど海外生産し国内に輸入しており、決済の大半はドル建となっております。取引の一部について為替予約等を利用して輸入為替レートの平準化を図ることにより、仕入コストの安定化を図っておりますが、急激な為替相場の変動や極端な為替レートは商品原価の上昇を招くことになり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、商品の調達には為替予約取引の利用により輸入取引に係る為替変動リスクの低減を図っています。

⑥情報管理に関するリスク

当社グループは、個人情報や開発・営業に関する秘密情報を保有しております。情報管理については、秘密保持契約書の締結及び情報の管理を徹底するとともに、社員には入社時に秘密保持の誓約書の提出を義務付けております。しかしながら、停電、ネットワーク等の通信障害、人為的ミスやサイバー攻撃による外部からの不正アクセス等、予期せぬ事で情報が外部漏洩した場合、修復のための多額の費用や重要なデータの消失・毀損、業務の中断又は遅延等の発生や社会的信用の低下、損害賠償責任が生じる等当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(対応策)

当社グループは、各事業の遂行にあたり情報システムを多用しています。また、各事業において顧客から取得し

た個人情報、役職員、その他関係者等の個人情報及び機密情報を多数保有しています。このため、当社グループでは、個人情報への不正アクセスやその漏洩、滅失、改ざん等の防止対策として、従来の脅威メール対策及びファイヤーウォール導入による境界防御に加え、ゼロトラストモデルと多要素認証を組み合わせたセキュリティ強化、並びにシステム異常やサイバー攻撃の予兆を検知するシステム（S I E M）の導入、24時間365日サイバー攻撃を検知するシステム（EDR/SOC）の導入を行い、障害発生時の迅速な対応に向けた態勢を整備するとともに、個人情報保護に関する法令や社会的規範の遵守のため、役職員に対し情報管理に関する周知及び教育を徹底することにより情報の適切な管理に努めています。

⑦M&Aに関するリスク

当社グループでは、成長戦略の一環として、M&Aや事業提携等による事業の拡大を経営戦略のひとつとして進めております。グループでのシナジー効果や、事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、事業価値の最大化を目指してまいります。また、市場経済状態の悪化や期待した収益や効果が得られないことにより当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（対応策）

当社グループは、買収等を行う際にはその目的、意義を明確にした上でリスクを把握し、投下資本に対する利回りが期待収益率を上回っているか定量的に評価し、一定金額以上の重要案件は取締役会で審議を行っております。また、買収後は、投資回収に努めるものの、経済状況の変化に伴い中長期的に損失が見込まれる場合は決算に反映させています。

⑧新規事業に関するリスク

当社グループでは、顧客や市場の変化に柔軟に対応した商品、販路の拡大やライフスタイル商品を含む新規の業態開発を進めています。新規事業は、十分な調査・研究を行い判断しておりますが、計画どおりに進捗しない場合や市場環境の変化等により成果が上がらない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（対応策）

当社グループは、新規事業の概況や市場動向を注視しながら、適切なタイミングで事業の再編や構造改革を実施するように努めております。また、経済状況の変化に伴い中長期的に損失が見込まれる場合は決算に反映させています。

⑨感染症拡大に関するリスク

新たな感染症の流行が発生した場合は、生産拠点・物流体制・経済活動停滞や個人消費の減少等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（対応策）

大規模な感染症等に対しては、お客様や役職員の安全確保を最優先とし、事業活動に支障が出ることがないように予防、拡大の防止に努めています。また、営業面では、ファッション衣料商品に加え、感染症影響下に対応したアパレル商品やライフスタイル商品の開発を進め、EC販売を積極化することで、販売拡大に努めます。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

①経営成績の状況

当連結会計年度（2024年2月1日～2025年1月31日）におけるわが国経済は、個人消費や企業収益の回復などにより経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復傾向が見られました。

当アパレル業界では、記録的な残暑や暖冬など厳しい事業環境となりました。加えて、不安定な海外情勢による原材料価格及びエネルギー価格の高騰や円安による物価の上昇に伴う個人消費などへの影響が懸念され、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、中期経営計画に基づき、アパレル事業の深化と非アパレル事業の創出に取り組んでまいりました。アパレル事業においては、商品のNB化による取り扱い店舗の拡大やEC専用ブランドの強化を進めました。非アパレル事業では、ヘルスケアを中心とした新規商品の開発や販路拡大に努めるとともに、ビューティー関連商品の販売を強化することで、ライフスタイル分野のさらなる拡大を進めました。

売上高は、卸売では、残暑の気候に対して、下期の夏物商品展開が不足したことや、秋冬物の販売が遅れて苦戦しました。その結果、衣料品全体の売上は前年を下回ったものの、ビューティー関連商品などライフスタイル商品の売上が伸長したことで、増収となりました。小売では、今期から開始した雑貨ショップが年間を通して好調に推移したことに加え、外部モールを中心としたECの売上が拡大したことで、増収となりました。

利益面では、卸売で、円安影響による仕入原価の高騰に対し、価格転嫁が十分に進まなかったことや、小売では秋冬物苦戦による値下げ販売が増加したことで、売上総利益率が悪化し、売上総利益は163億10百万円（前年同期比1.9%減）となりました。経費面では、人件費や小売の売上増加に伴う販売手数料等が増加したことにより、販売費及び一般管理費は152億80百万円（前年同期比3.0%増）となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は620億4百万円（前年同期比3.0%増）、営業利益は10億29百万円（前年同期比42.7%減）、経常利益は12億75百万円（前年同期比35.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億89百万円（前年同期比37.5%減）となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

②財政状態の状況

a. 資産

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ7億12百万円減少の276億58百万円となりました。流動資産は、その他流動資産が6億35百万円増加したものの、現金及び預金が13億49百万円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ7億4百万円減少の180億12百万円となりました。固定資産は、投資有価証券が1億11百万円増加したものの、建物及び構築物が90百万円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ7百万円減少の96億45百万円となりました。

b. 負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ21億30百万円減少の107億15百万円となりました。流動負債は、未払法人税等が5億29百万円減少し、支払手形及び買掛金が3億51百万円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ8億19百万円減少の78億89百万円となりました。固定負債は、長期借入金が13億66百万円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ13億10百万円減少の28億26百万円となりました。

c. 純資産

当連結会計年度末の純資産は、利益剰余金が10億58百万円増加し、その他有価証券評価差額金が1億51百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ14億17百万円増加の169億42百万円となりました。

③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ13億49百万円減少し、43億7百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、4億86百万円の支出（前年同期は29億40百万円の収入）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が15億11百万円（前年同期は24億31百万円）となったものの、法人税等の支払額が7億52百万円（前年同期は53百万円）、棚卸資産の増加が4億14百万円（前年同期は1億67百万円の減少）、仕入債務の減少が3億80百万円（前年同期は9億53百万円の減少）となったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2億32百万円の収入（前年同期は2億76百万円の収入）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1億17百万円（前年同期は27百万円の支出）となったものの、投資有価証券の売却による収入が4億円（前年同期は5億4百万円の収入）となったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、11億9百万円の支出（前年同期は14億60百万円の支出）となりました。これは、短期借入れによる収入が1億90百万円（前年同期は11億円の支出）となったものの、長期借入金の返済による支出が10億66百万円（前年同期は15億50百万円の支出）となったこと等によります。

④仕入及び販売の実績

当社グループは衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

a. 仕入実績

当連結会計年度における事業部門別の仕入実績は、次のとおりであります。

区	分	金額（百万円）	前年同期比（％）
卸	売	37,860	+1.4
小	売	6,098	+35.0
そ	の	814	+500.2
合	計	44,773	+6.6

b. 販売実績

当連結会計年度における事業部門別の売上高は、次のとおりであります。

区	分	金額（百万円）	前年同期比（％）
卸	売	49,310	+1.5
小	売	12,234	+13.4
そ	の	458	△45.2
合	計	62,004	+3.0

当連結会計年度における販売チャネル別の売上高は、次のとおりであります。

区	分	金額（百万円）	前年同期比（％）
専	門	30,155	+3.1
量	販	20,988	+4.6
無	店	5,100	△0.0
百	貨	2,241	△3.7
E	C	2,794	+18.3
そ	の	724	△32.9
合	計	62,004	+3.0

2 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)		当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
株式会社しまむら	20,226	33.6	20,293	32.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討結果

	2025年1月期予想 (A)	2025年1月期実績 (B)	増減額 (B-A)	2024年1月期 参考
売上高 (百万円)	62,000	62,004	+4	60,190
営業利益 (百万円)	1,200	1,029	△170	1,797

売上高は、卸売の衣料品が残暑の影響で下期の夏物商品展開が不足したことに加え、秋冬物の販売が遅れたものの、ビューティー関連商品などライフスタイル商品の売上高が伸長したことにより予想をわずかに上回りました。

利益面では、卸売で円安影響による仕入原価の高騰に対し、価格転嫁が十分に進まなかったことや、小売で秋冬物苦戦による値下げ販売が増加したことで、売上総利益、営業利益は予想を下回りました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要

③キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入代金、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資、M&A等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資、M&A及び長期運転資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及び社債を含む有利子負債の残高は29億18百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は43億7百万円となっております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 商標ライセンス契約（2025年1月31日現在）

会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
提出会社	株式会社Turns	登録商標SEASON REASON by Lin.&Red等の許諾に係る契約	自 2020年7月20日 至 2025年12月31日 (以降、協議の上、更新契約)
提出会社	株式会社ヒロコシノ	登録商標HK WORKS等の商標使用権の許諾に係わる契約	自 2014年2月1日 至 2026年1月31日 (以降、1年毎の更新契約)
提出会社	株式会社ヒロコシノ	登録商標as-ideal等の商標使用権の許諾に係わる契約	自 2014年11月1日 至 2026年1月31日 (以降、1年毎の更新契約)
提出会社	ジュンコ シマダ インターナショナル株式会社	登録商標PART 2 JUNKO SHIMADA、 49AV JUNKO SHIMADA等の商標使用権 の許諾に係わる契約	自 2001年3月1日 至 2026年1月31日 (以降、協議の上、更新契約)
提出会社	株式会社パーソンズデザイン スタジオ	登録商標A/C DESIGN BY ALPHA CUBIC 等の商標使用権の許諾に係わる契約	自 2003年2月1日 至 2026年1月31日 (以降、協議の上、更新契約)

(注) 上記商標契約については、対価として一定率のロイヤリティを支払っております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループはセグメント情報を記載していないため、セグメント別には記載しておりません。
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、73百万円（有形固定資産取得価額ベース）であります。
なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループはセグメント情報を記載していないため、セグメント別に替えて事業部門別に記載しております。
当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年1月31日現在

事業所名 (所在地)	部門の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社・名古屋店 (名古屋市西区)	卸売 小売	営業設備 事務所	632	0	19	382 (2,972)	1,034	268 (19)
東京支店 (東京都中央区) (注) 3	卸売 小売	営業設備 事務所	23	—	4	— (—)	27	248 (3)
中部センター (岐阜県海津市)	物流	物流設備	637	22	13	417 (21,893)	1,091	23 (111)
C P 流通センター (岐阜県海津市)	物流	物流設備	33	3	0	334 (5,794)	372	9 (30)
海津倉庫 (岐阜県海津市) (注) 4	—	賃貸物件	117	—	—	133 (9,601)	250	— (—)
店舗 (神奈川県横浜市等) 15店舗 (注) 3	小売	店舗設備	1	—	3	— (—)	4	40 (13)
C P ビル (東京都中央区) (注) 4	—	賃貸物件	171	—	0	517 (490)	689	— (—)

- (注) 1 リース契約による主な賃借設備はありません。
2 従業員数は就業人員であり、() 内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の年間平均人員（1日8時間換算）を外書で記載しております。
3 連結会社以外の者から建物を賃借しております。
4 連結会社以外の者に賃貸しております。

(2) 国内子会社

2025年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	部門の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 費	工具、器 具及び備 品	
株式会社 サードオフィス	本社(東京都新宿区) (注) 2	卸売 小売	事務所	3	-	0	3 8 (0)
株式会社 ディスカバリープラス	本社(東京都中央区) 教室(神奈川県横浜市等) 12教室(注) 2	児童発達支援	教室	42	-	1	43 58 (3)
株式会社 アイエスリンク	本社(愛知県春日井市) 名古屋オフィス(名古屋市 北区)(注) 2	卸売	事務所 物流設備	16	1	1	19 16 (5)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の年間平均人員(1日8時間換算)を外書で記載しております。

2 連結会社以外の者から建物を賃借しております。

(3) 在外子会社

2025年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	部門の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)		従業員数 (名)
				工具、器具 及び備品	合計	
客楽思普勒斯(上海) 服飾整理有限公司	上海本社(中国上海市) (注) 2	検品検針	事務所 検品検針設備	2	2	27 (33)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、()内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の年間平均人員(1日8時間換算)を外書で記載しております。

2 連結会社以外の者から建物を賃借しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループはセグメント情報を記載していないため、セグメントに替えて事業部門別に記載しております。当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修、除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	31,600,000
計	31,600,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2025年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年4月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,718,800	7,718,800	東京証券取引所 スタンダード市場 及び 名古屋証券取引所 メイン市場	単元株式数は100株
計	7,718,800	7,718,800	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年5月15日	2018年5月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6	当社取締役 5
新株予約権の数（個）※	67	33
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 6,700	普通株式 3,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1	1
新株予約権の行使期間※	自 2017年6月3日 至 2046年6月2日	自 2018年6月9日 至 2046年6月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価額 922.68 資本組入額 461.34 (注) 2	発行価額 727.64 資本組入額 363.82 (注) 2
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 9	同左

決議年月日	2019年5月13日	2020年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社執行役員 7	当社取締役 4 当社執行役員 7
新株予約権の数（個）※	97	134
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 9,700	普通株式 13,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1	1
新株予約権の行使期間※	自 2019年6月4日 至 2048年6月3日	自 2020年6月9日 至 2049年6月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価額 519.950 資本組入額 259.975 (注) 2	発行価額 450.18 資本組入額 225.09 (注) 2
新株予約権の行使の条件※	(注) 5	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 9	同左

決議年月日	2021年5月14日	2022年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社執行役員 7	当社取締役 5 当社執行役員 6
新株予約権の数（個）※	131	132
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 13,100	普通株式 13,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1	1
新株予約権の行使期間※	自 2021年6月8日 至 2050年6月7日	自 2022年6月14日 至 2051年6月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価額 823.790 資本組入額 411.895 (注) 2	発行価額 508.090 資本組入額 254.045 (注) 2
新株予約権の行使の条件※	(注) 7	(注) 8
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 9	同左

※当事業年度の末日（2025年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年3月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2046年6月2日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2046年6月3日から2047年6月2日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2046年6月8日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2046年6月9日から2047年6月8日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2048年6月3日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2048年6月4日から2049年6月3日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2049年6月8日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2049年6月9日から2050年6月8日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2050年6月7日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2050年6月8日から2051年6月7日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、前記①にかかわらず、2051年6月13日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2051年6月14日から2052年6月13日までに新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

9. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上

を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

(注)3, 4, 5, 6, 7, 8に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年1月30日 (注)	△200,000	7,718,800	—	1,944	—	2,007

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	9	8	124	18	72	14,325	14,556	—
所有株式数 (単元)	—	4,393	461	14,844	3,417	81	53,920	77,116	7,200
所有株式数 の割合(%)	—	5.70	0.60	19.25	4.43	0.10	69.92	100.00	—

(注) 自己株式320,501株は、「個人その他」に3,205単元、「単元未満株式の状況」に1株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
辻村 隆幸	名古屋市昭和区	600	8.11
田村駒株式会社	大阪市中央区安土町3丁目3番9号	323	4.36
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PUCKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	258	3.49
株式会社ヤギ	大阪市中央区久太郎町2丁目2番8号	246	3.32
クロスプラス社員持株会	名古屋市西区花の木3丁目9番13号	193	2.61
森 文夫	名古屋市守山区	191	2.58
有限会社シーピーモアー	名古屋市昭和区広路町隼人25番地1	191	2.58
シーピーホールディングス株式会社	名古屋市守山区川東山1507	140	1.89
森 重文	名古屋市守山区	137	1.85
笠原 朗	大阪市鶴見区	128	1.73
計	—	2,409	32.56

(注) 当社は自己株式320千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.15%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記の「大株主の状況」から除外しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 320,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,391,100	73,911	—
単元未満株式	普通株式 7,200	—	—
発行済株式総数	7,718,800	—	—
総株主の議決権	—	73,911	—

② 【自己株式等】

2025年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
クロスプラス株式会社	名古屋市西区花の木三丁目9番 13号	320,500	—	320,500	4.15
計	—	320,500	—	320,500	4.15

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	60	61,980
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 等期間における取得自己株式には、2025年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式を含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストックオプションの権利行使)	3,800	5,039,841	—	—
(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	23,000	30,504,302	—	—
保有自己株式数	320,501	—	320,501	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2025年4月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使、単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2025年4月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡による株式を含めておりません。

3 【配当政策】

(1) 基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営政策の一つとして認識しており、今後の事業展開及び財務体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当社は、定款にて剰余金配当の決定機関及び剰余金配当に関わる条項を以下のとおり定めております。

- ・第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ・第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
- ・第42条 当社の期末配当金の基準日は、毎年1月31日とする。
 - 2 当社の中間配当金の基準日は、毎年7月31日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

上記の基本方針及び定款に基づき、配当金の支払は、中間配当と期末配当の年2回実施することとしております。

(2) 当期の配当について

上記の基本方針に基づき、当期の利益配当につきましては、以下のとおり決議いたしました。

- ・中間配当 2024年9月13日開催の取締役会による決議
配当支払開始日 2024年10月28日
1株につき15円の配当 配当金総額 110百万円
- ・期末配当 2025年3月21日開催の取締役会による決議
配当支払開始日 2025年4月10日
1株につき15円の配当 配当金総額 110百万円

以上の結果、年間1株につき30円となっております。

(3) 内部留保資金について

内部留保資金につきましては、既存事業強化のための投資や新たなマーケットでの事業領域拡大のための資金に充当し、企業基盤の強化と業績の拡大に努める所存であります。

(4) 自己株式の取得について

自己株式の取得につきましても、株主様への利益還元の一つとして財務状況等を勘案し検討してまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立は、経営の最大目標である持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するとともに、経営理念「私たちは「夢と喜びあふれるファッション」を提供し、豊かな社会の創造に貢献します。」の実現において、必要不可欠なものと考えております。

そのため、当社は取締役会による適切な意思決定及び監督機能、監査等委員会による経営の監視機能、コンプライアンスやリスク管理体制などが組み込まれた適切かつ実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

これらの取り組みにより、公正かつ迅速な意思決定に基づく適正な業務執行が可能となり、ステークホルダーとの関係構築や適切な情報開示等、上場企業として求められる社会的責任を果たすことに繋がると考えております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

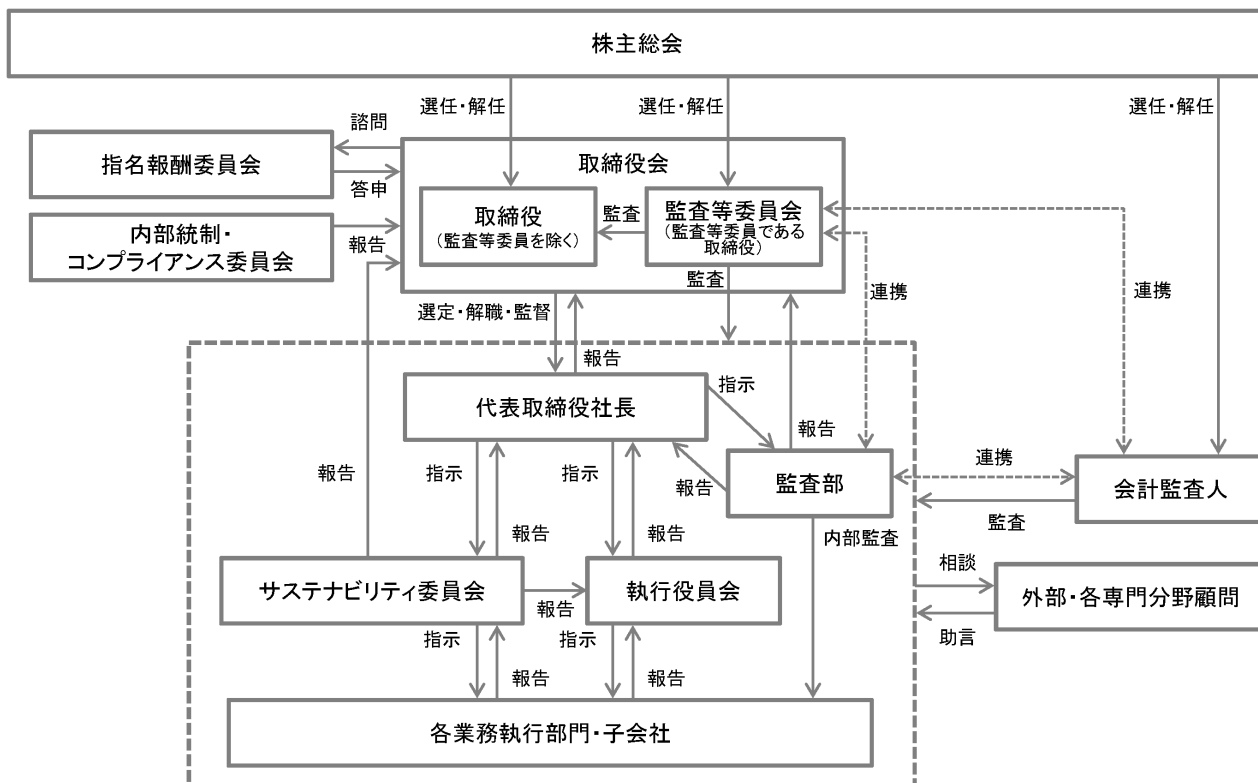
当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、2024年4月26日開催の定時株主総会における承認を得て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

当社は、経営上の重要事項の意思決定及び業務執行責任者である代表取締役の選任・監督機関として取締役会を設置しております。取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く）6名（内、社外取締役2名）と監査等委員3名（内、社外取締役2名）の全9名で構成されており、社外取締役は、毎月の取締役会にて独立、客観的な立場から経営に対する助言、意見を行うことで審議の活性化を図っております。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の指名・報酬の決定に先立ち、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会において審議を行い、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の指名・報酬に係る公平性、透明性、客観性を確保しております。

一方、当社は、業務執行機関として執行役員制を導入し、取締役会で決定された経営方針や経営戦略に則り迅速な業務執行を行っております。これにより取締役会の意思決定及び監督機能と執行役員制の業務執行機能を分離し、役割と責任の明確化及び業務の適正化に努めております。

また、コンプライアンスや内部統制上のリスク管理を目的として、各部門の責任者で構成する内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、法令・規程の遵守やリスク管理の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの体制整備に努めております。



<取締役会>

原則として毎月1回開催し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定を行うほか、各取締役の業務執行を監督しております。

<監査等委員会>

原則として毎月1回開催し、年間監査計画に基づき重要会議への出席、社内の重要書類の閲覧などにより、取締役の業務執行について監査を行っております。また、代表取締役との意見交換会や監査部及び会計監査人との連絡会を定期的に開催し、経営方針や監査上の重要事項について情報交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。なお、現任監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役であります。

<執行役員会>

原則として毎月1回開催し、執行役員及び連結子会社社長を中心に営業政策上の重要事項について迅速な意思決定及び業務執行を行うほか、経営に係わる課題解決や経営計画の進捗確認を行っております。

<指名報酬委員会>

原則として年2回開催し、取締役会決議により2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成され、委員長は社外取締役が務めています。同委員会では、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の候補者の指名及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準や額等に関する事項について、公平性・透明性・客観性を有しているか審議しており、その結果を取締役会へ答申・助言をしております。

<内部統制・コンプライアンス委員会>

原則として隔月で開催し、委員長の指名により各部門の責任者で構成され、委員長は管理部門担当の取締役が務めております。内部統制については、業務に係るリスクへの対応を進めることで、リスク管理体制の強化を図っております。また、コンプライアンスについては、事務局に社内通報の窓口を設け、従業員からの通報を受けることで、法令・定款、社会規範や倫理に反する行為の未然防止、早期発見に務めており、さらに、コンプライアンス研修を開催する等、社内の啓蒙活動も行っております。

<サステナビリティ委員会>

原則として隔月で開催し、取締役、執行役員及び関係者が出席し、議長は常務取締役が務めております。環境・社会・人を将来にわたって適切に維持・発展させていくために、持続可能性を重視・配慮した経営に関する取組みの強化を図ってまいります。

(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、市場環境の変化に迅速に対応するため、業務執行単位であるD I V（ディビジョン）に業務上の権限を委譲しておりますが、D I Vのコンプライアンスの強化及び業務の効率化は経営の重要課題としております。このため、業務執行機関として執行役員制度を採用し、各部門に担当執行役員を配しD I Vの業務執行に係る指導、管理を担わせるとともに、管理部門の主要部門には担当取締役を、グループ会社には取締役や監査役を派遣することで、部門間、会社間の連携を取りつつ、コンプライアンスの強化や業務の効率化に努めております。

(ハ) 取締役会等の活動状況

a. 取締役会の活動状況

当事業年度における取締役の出席状況、具体的な検討内容は以下のとおりであります。

(i) 出席状況

役職名	氏名	取締役会への出席状況
代表取締役社長	山本 大寛	14回/14回 (100%)
専務取締役	西尾 祐己	14回/14回 (100%)
専務取締役	大口 浩和	14回/14回 (100%)
常務取締役	白木 規博	14回/14回 (100%)
社外取締役	岩井 恒彦	14回/14回 (100%)
社外取締役	竹内 俊昭	11回/11回 (100%)
取締役 常勤監査等委員	西垣 正孝	14回/14回 (100%)
取締役 社外監査等委員	佐野 清明	14回/14回 (100%)
取締役 社外監査等委員	鬼頭 潤子	11回/11回 (100%)

(注) 竹内俊昭氏及び鬼頭潤子氏については、2024年4月26日就任後の取締役会への出席状況を記載していません。

(ii) 具体的な検討内容

当社グループの経営管理に関する事項や財務、M&A案件、中期経営計画等に関する議論、審議を行ったほか、サステナビリティに関する課題などについても、委員会からの報告を受け議論、審議を行いました。

b. 指名報酬委員会の活動状況

当事業年度における委員の出席状況、具体的な検討内容は以下のとおりであります。

(i) 出席状況

役職名	氏名	指名報酬委員会への出席状況
代表取締役社長	山本 大寛	2回/2回 (100%)
常務取締役	白木 規博	2回/2回 (100%)
社外取締役	岩井 恒彦	2回/2回 (100%)
社外取締役	佐野 清明	1回/1回 (100%)
社外取締役	竹内 俊昭	1回/1回 (100%)

(注) 上記の指名報酬委員会への出席状況及び役職名は、在任中のものを記載しております。

(ii) 具体的な検討内容

取締役会の下に任意の指名報酬委員会を設置しており、取締役候補者の指名及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準や額等に関する事項について審議し、その結果の答申・助言を取締役会に対して行いました。

③企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の規程に基づき内部牽制組織を構築し、グループ全体として内部統制システムの体制整備を図っております。

当社各部門や当社グループ会社に対して法令、規程等の遵守状況をはじめ業務の適正性を監査するため監査部を設置し、内部統制上のリスクについて検討を行った上で監査計画を作成し、これに基づき監査を実施しております。監査結果は代表取締役及び取締役会に報告を行うとともに、改善事項があれば各部門・グループ会社に対し改善指示及び改善状況の確認を行っております。

一方、コンプライアンスに反する行為や倫理上問題ある行為が発見された場合は、通常の報告ラインとは別に窓口を設置しており、当該行為の早期発見や適切な是正策の実施のための内部通報制度を設けております。本制度は内部通報制度運用規程に則り運用しており、特に内部通報者は通報を行ったことにより不利益を被ることがないよう通報者の保護を規定するなど、適切な制度運用に努めております。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

当社は、各部門の責任者で構成する内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの内部統制やコンプライアンスに関するリスクについて協議し、課題があれば各部門やグループ会社に対策を指示するなど、グループとしてのリスク管理体制の強化を行っております。一方、当社の経営企画部には法務担当者を配置し、事業上のリスクへの対応について顧問の弁護士・弁理士・社会保険労務士等と連携を図りながら、リスク管理の強化に努めております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役につきましては、定款に「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、350万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定め、当該契約を交わしております。

(ニ) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意図的な違法行為に起因する賠償請求は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役も含む）、監査役、執行役員及び管理者である従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

(ホ) 取締役の責任免除

当社は、厳しい環境のもとでも取締役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任に関する事項を定款に「当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。」と定めております。

(ヘ) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について定款に「取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。」と定めております。

(ト) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、財務戦略の機動性や経営基盤の安定性を確保するため、「剰余金の配当等の決定機関」につきまして、定款に「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」と定めており、剰余金の配当及び自己株式の取得（会社法第160条第1項の規定による決定をする場合以外における第156条第1項各号に掲げる事項）について、取締役会の決議により行えることとしております。

(チ) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の決議の方法として定款に「会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」と定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(リ) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

a. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

b. 基本方針の実現に資する取組み

(i) 企業価値向上への取組み

当社は、1953年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ、業容を拡大してまいりました。2001年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながら店舗、EC販売での小売事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップクラスの企画・生産力を持ち、年間5,000万枚の高感度・高品質・リーズナブルな価格の商品を製造することです。主力となるアパレル卸売では、専門店、量販店、無店舗等へ販売を行っております。その他に、ライフスタイル卸売を拡大しており、専門店、量販店に加えて、ドラッグストアやコンビニ等への販売を行っております。また、アパレル小売については、衣料品、ライフスタイル商品を店舗やECを通じ直接消費者に販売しております。

グループ会社では、専門店へのメンズ衣料品を主力とした製造卸売販売の株式会社サードオフィス、化粧品の製造卸売販売の株式会社アイエスリンクが、当社の事業領域を補完しております。これらを支える生産及び物流の基盤として、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的な生産体制、海外検品と国内自社

センターとの連携による物流ネットワークなど、グローバルなサプライチェーンを構築しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの確立は、経営の効率性、公正性、適法性を高め、多様なステークホルダーと適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすことに繋がり、長期的には企業価値・株主共同の利益の向上に資すると考えております。したがって、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と認識しており、意思決定及び業務執行において監視・監督機能が適切に組み込まれた体制の構築やコンプライアンス体制の強化など、その強化・確立に努めてまいります。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、業務執行機関として執行役員制度を導入しております。

また、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024年4月26日付で監査等委員会設置会社に移行をいたしました。

現在当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）6名のうち2名は、社外取締役であり、監査等委員である取締役3名のうち2名は社外取締役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、事業年度ごとに経営陣の責任を明確化するため、1年（監査等委員である取締役の任期は2年）となっており、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の指名・報酬等に係る手続きの公平性・透明性・客観性を強化するために、指名報酬委員会を設置しております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため法令遵守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、企業統治の強化を図っております。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、有効期間は、2028年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等（以下に定義されます。）が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為又はこれらの提案（以下併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、当社取締役会等を通じて買付者等との協議・交渉を行い、当社は本プランの手続の進捗状況や独立委員会による勧告等の概要について情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。ただし、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施の勧告に際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合等には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し株主の皆様意思を確認します。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.crossplus.co.jp/>)に掲載しております。

d. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記b.の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、上記c.に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としたものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

・株主共同の利益の確保・向上を目的として継続されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、2025年4月25日に開催の当社第72回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされており、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様にご情報開示をすることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的の要件が充足されなければ新株予約権の無償割当てが実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

・第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年であること

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされており、従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	山本大寛	1977年6月24日	2008年1月 当社入社 2011年2月 執行役員経営企画室兼情報システム 室兼EC事業開発課担当 2014年4月 代表取締役社長 2015年2月 代表取締役社長兼営業本部長 2019年2月 代表取締役社長(現任)	(注)3	73,800
専務取締役 営業担当	西尾祐己	1965年1月29日	1988年4月 当社入社 2011年2月 執行役員営業担当 2017年2月 常務執行役員営業担当 2019年4月 常務取締役営業担当 2024年4月 専務取締役営業担当 2025年2月 専務取締役カットソー事業部、 ニット事業部、ブランド事業部、 EC事業部担当(現任)	(注)3	13,800
専務取締役 営業担当	大口浩和	1965年4月28日	1988年4月 当社入社 2012年2月 執行役員営業担当 2017年2月 常務執行役員営業担当 2019年4月 常務取締役営業担当 2024年4月 専務取締役営業担当 2025年2月 専務取締役布帛事業部、スペシャリ ティ事業部、ライフスタイル事業 部、製品管理部担当(現任)	(注)3	5,900
常務取締役 管理担当	白木規博	1964年8月22日	1989年4月 ㈱東海銀行(現、(株)三菱UFJ銀 行)入行 2014年5月 同行一宮支社長 2018年8月 当社入社 執行役員経理部担当 2022年4月 取締役管理担当 2023年4月 常務取締役管理担当 2025年2月 常務取締役経営企画部、経理部、 人事部、総務部、情報システム部、 物流部担当(現任)	(注)3	8,300
取締役	岩井恒彦	1953年5月28日	1979年4月 ㈱資生堂入社 2008年4月 同社執行役員技術部長 2014年6月 同社取締役執行役員常務 研究、生産、技術統括担当 2016年1月 同社代表取締役執行役員副社長 技術イノベーション本部長 2018年6月 ㈱ワコールホールディングス社外取 締役(現任) 2022年4月 当社社外取締役(現任)	(注)3	800
取締役	竹内俊昭	1959年3月22日	1981年4月 花王㈱入社 2012年5月 花王カスタマーマーケティング㈱ 代表取締役専務執行役員 2012年6月 花王㈱執行役員 2014年3月 同社代表取締役常務執行役員 2016年1月 同社代表取締役専務執行役員、花王 グループカスタマーマーケティング ㈱代表取締役社長執行役員 当社社外取締役(現任) 2024年4月 ㈱クスリのアオキホールディングス 社外取締役(現任) 2024年8月	(注)3	100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	西垣正孝	1959年12月6日	1982年4月 当社入社 2007年2月 執行役員営業担当 2017年4月 取締役管理担当 2019年4月 常務取締役管理担当 2023年4月 常勤監査役 2024年4月 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)4	38,500
取締役 (監査等委員)	佐野清明	1954年4月5日	1979年4月 東京海上火災保険(株)(現、東京海上 日動火災保険(株))入社 2010年6月 同社執行役員企業営業開発部長、 経営企画部参与 2011年6月 同社常務取締役企業営業開発部長、 経営企画部参与 2015年4月 同社専務執行役員 2016年6月 公益財団法人損害保険事業総合研究 所理事長 2020年7月 サウディ石油化学(株)常勤監査役 (現任) 2022年6月 トーア再保険(株)社外取締役 2023年4月 当社社外取締役 2024年4月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	(注)4	600
取締役 (監査等委員)	鬼頭潤子	1964年10月26日	1990年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2001年1月 中央青山監査法人入所 2007年8月 有限責任あずさ監査法人入所 2022年10月 鬼頭潤子公認会計士事務所開業 (現任) 2023年6月 岐阜信用金庫監事(現任) 2023年9月 (株)アルペン社外取締役(監査等委 員)(現任) 2024年4月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) 2024年6月 スズキ(株)社外監査役(現任)	(注)4	100
計					141,900

- (注) 1 2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2 取締役 岩井恒彦、竹内俊昭、佐野清明及び鬼頭潤子は、社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2026年1月期に係る定時株主総会終結の時までとなっております。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2026年1月期に係る定時株主総会終結の時までとなっております。

② 社外役員の状況

(イ) 社外取締役の員数

当社は社外取締役を4名(うち監査等委員である取締役2名)選任しております。

(ロ) 社外取締役との人的関係、資本的关系または取引関係等

社外取締役である岩井恒彦氏は、資本的关系として、当社株式800株を保有しておりますが、その他、当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役である竹内俊昭氏は、資本的关系として、当社株式100株を保有しておりますが、その他、当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役である佐野清明氏は、資本的关系として、当社株式600株を保有しておりますが、その他、当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役である鬼頭潤子氏は、資本的关系として、当社株式100株を保有しておりますが、その他、当社との間には特別な利害関係はありません。

(ハ) 社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は企業経営の分野や金融・経済の分野をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な立場から当社の経営へ助言を行っております。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する具体的な基準又は方針は定めておりませんが、その選任にあたっては、国内の金融商品取引所が定める「独立役員」の要件(東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.(3)の2に定める事前相談要件及び有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号aに定める開

示加重要件)に基づいて、独立性の確保を重視することとしております。なお、現在の社外取締役4名については、いずれも上記「独立役員」の要件を満たしております。

(二) 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は社外取締役の選任に際しては、取締役会の監督・監査機能の強化を目的に、多様な視点や企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識・経験を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を基準としております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、月1回開催される取締役会に出席し、議案の審議・決定に際して意見表明を行うほか、情報や課題の共有化を図り、業績の向上と経営効率化に努めております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会に出席し、議案の審議・決定に際して意見表明を行うほか、取締役の業務執行について監査を行っており、月1回開催される監査等委員会に出席し、監査業務の精度向上を図っております。また、監査等委員会は、定期的に監査部及び会計監査人との連絡会を開催して、情報交換や報告を受け、より効果的な監査業務の実施を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役により構成されており、監査等委員は、重要会議への出席や社内の重要書類の閲覧などにより、取締役の業務執行について監査を行っております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、重要な子会社の監査役は当社の常勤監査等委員が兼務し、必要事項について監査等委員会への報告を行うとともに、代表取締役との意見交換会や、会計監査人及び監査部との連絡会を定期的実施するなど、監査に関する重要事項の報告を受け、協議を行い常に連携を保っています。

当社は、2024年4月26日開催の定時株主総会における承認を得て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

当事業年度において当社は監査役会を3回、移行後は監査等委員会を10回開催しており、個々の監査役及び監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

監査役会（監査等委員会設置会社移行前）

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役	西垣 正孝	3回/3回（100%）
監査役	丸尾 裕之	3回/3回（100%）
社外監査役	松永 安彦	3回/3回（100%）
社外監査役	豊田 稔	3回/3回（100%）

監査等委員会

役職名	氏名	出席状況
取締役 常勤監査等委員	西垣 正孝	10回/10回（100%）
取締役 社外監査等委員	佐野 清明	10回/10回（100%）
取締役 社外監査等委員	鬼頭 潤子	10回/10回（100%）

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査の方針及び監査計画や内部統制システムの整備・運用状況の確認、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性や、取締役の職務執行及び経営判断の妥当性、サステナビリティに関する課題についてであります。

また、常勤監査等委員の活動として、監査等委員会が定めた監査の方針、監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等との意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、当社及び重要な子会社の取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、重要な決裁書類の閲覧、業務及び財産の状況についての調査、会計監査人との情報交換等を実施しております。

②内部監査の状況

当社は、業務執行の適正性、効率性や財務報告の信頼性を確保するため、内部監査部門として内部統制課及び仕入販売課から成る監査部（担当5名）を設置し、当社グループの各社・各部門の監査を行っております。監査部は、グループ内の内部統制上のリスクに応じて重点項目を定めた上で内部監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しております。監査の結果については報告書にとりまとめ、代表取締役及び取締役会に報告を行うとともに、改善事項があれば該当部門・会社に対し改善を指示し、その後の改善状況の確認を行っております。

また、監査部、監査等委員会及び会計監査人との連絡会を定期的開催しており、相互に情報交換を行い連携を保っております。

③会計監査の状況

(イ) 監査法人の名称

ひびき監査法人

(ロ) 継続監査期間

2016年1月期以降

- (ハ) 業務を執行した公認会計士
代表社員 富田 雅彦
社員 細谷 明宏

- (ニ) 監査業務にかかる補助者の構成
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、公認会計士試験合格者1名で構成されております。

- (ホ) 監査法人の選定方針と理由

現会計監査人を選定した理由は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性および内部管理体制、さらに当社の活動を一元的に監査できる体制を有していると判断したためです。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は会計監査人について会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意によって、会計監査人を解任できます。

- (ヘ) 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務執行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況等を監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより、評価を行っております。

④監査報酬の内容等

- (イ) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	32	—	33	—
連結子会社	—	—	—	—
計	32	—	33	—

- (ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（（イ）を除く）

前連結会計年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

該当事項はありません。

- (ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

該当事項はありません。

- (ニ) 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、代表取締役が監査に係わる所要日数、当社の規模及び業務の特性等を勘案し、監査等委員会の同意を得て決定します。

- (ホ) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、同日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。その内容は次のとおりであります。

(イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえ、株主様にご承認をいただいた報酬枠の範囲内とし、取締役の各報酬の支給額は、取締役会の決議により決定しておりますが、取締役会に先立ち、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会にて審議をしております。

指名報酬委員会は、取締役会の決議により、2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成され、2020年9月11日に設置、委員長は社外取締役が務めています。同委員会では、取締役の選定及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額等に関する事項を審議し、その結果を取締役会へ答申・助言をしております。

(ロ) 固定報酬の個人別報酬等の決定に関する方針

固定報酬については、各役員の担当領域の規模及び責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定しております。

(ハ) 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬については、業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した報酬を支給することとしております。計算方法としては、取締役の役位ごとの基準金額に、業績に応じた変動係数 α （0～2.5の範囲で変動）を掛け合わせることで報酬金額を算出することとしています。

非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、株主の皆様との利益意識の共有と目標達成への動機づけを目的としております。当社取締役に対しては、単年度だけではなく、中期経営計画の達成状況や中長期的な視点で業績や株価を意識した経営を行うことを促しております。

付与する個数は、各取締役の責任の大きさ、経営への貢献度を総合的に勘案の上、基準株価を基に役職ごとに設定しております。非金銭報酬金額に関しては、基準株価と付与する個数を掛け合わせるにより決定しております。但し、付与する個数の算定において3月末日時点の株価によっては、基準株価を見直すことがあります。

譲渡制限付株式報酬は、将来、取締役を退任する時点で、株価が上昇していれば資産価値が上がることから、当然、付与後の業績や株価などを強く意識した経営を行うことの動機づけとなる設計としております。

(ニ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会は、指名報酬委員会の答申・助言に基づき取締役の選定及び報酬に関する基本方針、取締役の個別報酬額等を決定します。また、取締役の業績連動報酬は、取締役ごとに定められた評価基準に基づき決定します。取締役の選定及び報酬は、指名報酬委員会において確認されており、公平性・透明性・客観性を有しております。

(ホ) 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は、2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において、年額3億60百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の報酬等の総額は、2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において、年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、当社は、2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、上記の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内としております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	150	85	54	10	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	9	9	—	—	1
監査役 （社外監査役を除く）	3	3	—	—	2
社外取締役 （監査等委員を除く）	9	9	—	—	3
社外取締役 （監査等委員）	7	7	—	—	2
社外監査役	2	2	—	—	2

- (注) 1. 2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上表には、2024年4月26日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）を含めております。
 なお、当社は同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに取締役（監査等委員）に就任した1名の支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役に含めて記載しております。
 また、同株主総会の終結の時をもって社外取締役（監査等委員を除く）を退任した後、新たに社外取締役（監査等委員）に就任した1名の支給額と員数については、社外取締役（監査等委員を除く）在任期間分は社外取締役（監査等委員を除く）に、社外取締役（監査等委員）在任期間分は社外取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 非金銭報酬等（ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬）は当事業年度において計上した費用を記載しております。
5. 役員退職慰労金制度は2015年4月23日開催の第62回定時株主総会の日をもって廃止しております。
6. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額3億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2023年4月21日開催の第70回定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額50百万円以内、且つ、株式数の上限を年35,000株以内との決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
 監査役の金銭報酬の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額36百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
7. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において年額3億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。
 また、金銭報酬とは別枠で、同総会において当社取締役（監査等委員及び社外取締役は付与対象外）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額50百万円以内、且つ、株式数の上限を年35,000株以内との決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。

8. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2024年4月26日開催の第71回定時株主総会において年額36百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

当社は、取引関係の維持・強化等、事業活動を円滑に進める上で重要な目的を持つ株式を政策保有株式として保有しております。

政策保有株式の基本方針としては、株式保有リスクの抑制や資本の効率性の観点から、取引企業との十分な対話を経たうえで、保有する政策保有株式の残高削減を基本方針としています。

また、政策保有株式の保有の意義や経済合理性が認められる場合でも、残高削減の基本方針に則し、市場環境や経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

個別の政策保有株式につきましては、担当取締役が保有の意義や経済合理性の検証を行い、定期的に取り締役に報告しております。直近では、2025年3月28日開催の取締役会にて政策保有株式の保有方針について決議しており、個別の政策保有株式ごとに年間取引額が当社基準金額未満の株式や、株式配当利回りが当社基準割合未満で特段の保有理由がない株式に関しては売却を検討しております。

(ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	6	461
非上場株式以外の株式	26	4,634

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	13	64	取引先持株会による取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	9	401

(ハ) 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
イオン株式会社	515,604	578,703	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 当事業年度において一部株式を売却しております。	有
	1,941	2,044		
株式会社しまむら	86,499	40,119	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 株式数の増加は持株会への拠出によるものと株式分割によるものです。	有
	765	650		
株式会社ヤギ	229,531	237,523	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 当事業年度において一部株式を売却しております。	有
	459	368		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	182,000	182,000	安定的な資金調達の観点から長期的な取引関係の維持・強化のため保有しております。 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。	無(注) 1
	360	253		
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	66,648	22,182	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 株式数の増加は拠出休止中の持株会株式による配当金の再投資と株式分割によるものです。	無
	164	129		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社平和堂	62,330	69,697	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 当事業年度において一部株式を売却しております。	無
	146	153		
三井住友トラストグループ株式会社	35,400	35,400	安定的な資金調達の観点から長期的な取引関係の維持・強化のため保有しております。 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。	無（注）1
	137	107		
株式会社イズミ	25,318	25,089	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 株式数の増加は持株会への拠出によるものです。	無
	79	87		
ニューラルグループ株式会社	90,416	90,416	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。	無
	76	94		
株式会社フジ	33,420	41,346	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 当事業年度において一部株式を売却しております。	無
	71	82		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社ライフコーポレーション	19,666	31,651	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 当事業年度において一部株式を売却しております。	無
	70	119		
株式会社あいちフィナンシャルグループ	22,500	22,500	安定的な資金調達の観点から長期的な取引関係の維持・強化のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。	無(注) 1
	60	58		
株式会社大垣共立銀行	25,300	25,300	安定的な資金調達の観点から長期的な取引関係の維持・強化のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。	有
	54	50		
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	17,507	17,378	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 株式数の増加は拠出休止中の持株会株式による配当金の再投資です。	無
	40	27		
株式会社三井住友フ ィナンシャルグルー プ	8,736	5,712	安定的な資金調達の観点から長期的な取引関係の維持・強化のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 当事業年度において一部株式を売却しております。 株式数の増加は株式分割によるものです。	無(注) 1
	33	43		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社サンエー	9,600	6,800	<p>営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。</p> <p>当事業年度において一部株式を売却しております。</p> <p>株式数の増加は株式分割によるものです。</p>	無
	28	31		
イオン九州株式会社	9,600	12,600	<p>営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。</p> <p>当事業年度において一部株式を売却しております。</p>	無
	25	38		
イオン北海道株式会社	25,000	37,500	<p>営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。</p> <p>当事業年度において一部株式を売却しております。</p>	無
	22	35		
株式会社天満屋ストア	20,345	20,343	<p>営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。</p> <p>株式数の増加は拠出休止中の持株会株式による配当金の再投資です。</p>	無
	20	23		
株式会社松屋	18,800	18,800	<p>営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。</p>	無
	20	17		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社高島屋	13,180	6,547	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 株式数の増加は拋出休止中の持株会株式による配当金の再投資と株式分割によるものです。	無
	17	13		
株式会社ヤマナカ	21,500	21,500	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。	有
	12	14		
株式会社西松屋チェーン	5,184	5,184	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。	無
	12	11		
株式会社オークワ	14,991	14,202	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 株式数の増加は持株会への拋出によるものです。	無
	11	12		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	600	600	安定的な資金調達の観点から長期的な取引関係の維持・強化のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。	無(注) 1
	2	1		
株式会社ヨンドシーホールディングス	10	—	営業取引において安定的な取引関係の維持・強化及び相互の取り組みによる持続的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載しておりませんが、取引状況等を含めた総合的な判断により保有効果を評価しております。 株式数の増加は持株会への拋出によるものです。	無
	0	—		

(注) 1. 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

(二) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年2月1日から2025年1月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年2月1日から2025年1月31日まで）の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、同機構や監査法人などによる各種セミナー等に参加し、社内で情報の共有を図っております。また、会計基準等の具体的適用等については、監査法人と詳細な打合せを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 5,687	※1 4,337
受取手形	176	54
売掛金	7,969	7,589
電子記録債権	1,897	1,982
商品	2,528	2,958
貯蔵品	51	34
その他	446	1,082
貸倒引当金	△39	△28
流動資産合計	18,716	18,012
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 1,771	※3 1,680
機械装置及び運搬具（純額）	32	28
工具、器具及び備品（純額）	59	47
土地	1,838	1,838
建設仮勘定	-	39
有形固定資産合計	※2 3,701	※2 3,633
無形固定資産		
のれん	309	236
その他	155	136
無形固定資産合計	465	373
投資その他の資産		
投資有価証券	4,984	5,095
長期貸付金	0	0
繰延税金資産	10	-
退職給付に係る資産	175	242
その他	464	441
貸倒引当金	△149	△141
投資その他の資産合計	5,486	5,639
固定資産合計	9,653	9,645
資産合計	28,370	27,658

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,926	2,574
電子記録債務	2,271	2,244
短期借入金	-	※4 190
1年内返済予定の長期借入金	1,066	1,366
1年内償還予定の社債	11	11
未払金	765	711
未払法人税等	562	33
未払消費税等	388	67
賞与引当金	85	133
その他	632	558
流動負債合計	8,709	7,889
固定負債		
長期借入金	2,682	1,316
社債	46	35
繰延税金負債	424	567
退職給付に係る負債	788	715
その他	194	191
固定負債合計	4,136	2,826
負債合計	12,845	10,715
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金	2,007	2,007
利益剰余金	9,897	10,956
自己株式	△460	△425
株主資本合計	13,388	14,482
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,929	2,081
繰延ヘッジ損益	19	149
為替換算調整勘定	85	106
退職給付に係る調整累計額	62	85
その他の包括利益累計額合計	2,096	2,422
新株予約権	39	37
純資産合計	15,524	16,942
負債純資産合計	28,370	27,658

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月 31日)
売上高	※1 60,190	※1 62,004
売上原価	※2 43,557	※2 45,693
売上総利益	16,632	16,310
販売費及び一般管理費	※3 14,835	※3 15,280
営業利益	1,797	1,029
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	88	104
受取家賃	137	143
その他	39	68
営業外収益合計	267	319
営業外費用		
支払利息	29	23
為替差損	13	8
固定資産除却損	2	1
貸貸収入原価	44	40
その他	1	0
営業外費用合計	90	73
経常利益	1,974	1,275
特別利益		
固定資産売却益	-	※4 0
投資有価証券売却益	404	263
会員権売却益	-	2
受取保険金	112	-
特別利益合計	516	266
特別損失		
固定資産売却損	-	※5 0
減損損失	※6 55	※6 13
投資有価証券売却損	4	-
解約違約金	-	15
特別損失合計	59	29
税金等調整前当期純利益	2,431	1,511
法人税、住民税及び事業税	513	203
法人税等調整額	△146	18
法人税等合計	367	221
当期純利益	2,064	1,289
親会社株主に帰属する当期純利益	2,064	1,289

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
当期純利益	2,064	1,289
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	385	151
繰延ヘッジ損益	660	130
為替換算調整勘定	16	21
退職給付に係る調整額	42	23
その他の包括利益合計	※1 1,104	※1 326
包括利益	3,168	1,615
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,168	1,615
非支配株主に係る包括利益	-	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,944	2,007	7,988	△511	11,429
当期変動額					
剰余金の配当			△132		△132
親会社株主に帰属する当期純利益			2,064		2,064
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△22		51	28
自己株式処分差損の振替		22	△22		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,908	50	1,959
当期末残高	1,944	2,007	9,897	△460	13,388

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,544	△641	69	20	992	43	12,464
当期変動額							
剰余金の配当							△132
親会社株主に帰属する当期純利益							2,064
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							28
自己株式処分差損の振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	385	660	16	42	1,104	△3	1,100
当期変動額合計	385	660	16	42	1,104	△3	3,060
当期末残高	1,929	19	85	62	2,096	39	15,524

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,944	2,007	9,897	△460	13,388
当期変動額					
剰余金の配当			△221		△221
親会社株主に帰属する当期純利益			1,289		1,289
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△9		35	26
自己株式処分差損の振替		9	△9		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,058	35	1,093
当期末残高	1,944	2,007	10,956	△425	14,482

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,929	19	85	62	2,096	39	15,524
当期変動額							
剰余金の配当							△221
親会社株主に帰属する当期純利益							1,289
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							26
自己株式処分差損の振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	151	130	21	23	326	△2	324
当期変動額合計	151	130	21	23	326	△2	1,417
当期末残高	2,081	149	106	85	2,422	37	16,942

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,431	1,511
減価償却費	232	211
減損損失	55	13
のれん償却額	24	66
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	116	△18
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5	47
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△73	△105
受取利息及び受取配当金	△89	△106
支払利息	29	23
為替差損益 (△は益)	11	5
有形固定資産売却損益 (△は益)	-	△0
投資有価証券売却損益 (△は益)	△400	△263
受取保険金	△112	-
売上債権の増減額 (△は増加)	168	417
棚卸資産の増減額 (△は増加)	167	△414
仕入債務の増減額 (△は減少)	△953	△380
未払金の増減額 (△は減少)	14	△53
未収消費税等の増減額 (△は増加)	163	△5
未払消費税等の増減額 (△は減少)	341	△321
前払費用の増減額 (△は増加)	12	27
その他	657	△481
小計	2,801	174
利息及び配当金の受取額	89	106
利息の支払額	△29	△22
保険金の受取額	112	-
法人税等の還付額	20	7
法人税等の支払額	△53	△752
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,940	△486

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△27	△117
有形固定資産の売却による収入	-	30
無形固定資産の取得による支出	△41	△47
投資有価証券の取得による支出	△133	△33
投資有価証券の売却による収入	504	400
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △36	-
差入保証金の差入による支出	-	△0
差入保証金の回収による収入	1	1
貸付金の回収による収入	1	1
長期前払費用の取得による支出	△1	△5
その他	9	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	276	232
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,100	190
長期借入れによる収入	1,500	-
長期借入金の返済による支出	△1,550	△1,066
社債の償還による支出	△177	△11
配当金の支払額	△132	△221
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,460	△1,109
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	14
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,761	△1,349
現金及び現金同等物の期首残高	3,895	5,656
現金及び現金同等物の期末残高	※1 5,656	※1 4,307

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 5社

会社名 客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司
株式会社ディスカバリープラス
株式会社サードオフィス
株式会社スタイルプラス
株式会社アイエスリンク

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社中初は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社名

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商品

月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、衣料品及び非衣料品の企画・製造・販売を主な事業としているほか、店舗・ECでの小売販売を行っており、主な顧客は衣料品を販売する事業会社や一般消費者であります。また、当社グループの主要な取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

① 卸売に係る収益

卸売に係る収益は、主に商品を顧客に引き渡し、顧客による検収が完了した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の検収時点で収益を認識しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

② 小売に係る収益

小売に係る収益は、主に商品の引渡時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。販売店等における消化仕入取引のうち、顧客への財又はサービスの提供における役割が本人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しております。なお、国内のEC販売において、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社グループは、社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんはその投資効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 商品の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品	2,528	2,958
商品の簿価の切下額	313	396

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

商品の評価方法は月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

当社グループの商品には、「季節商品」と「継続商品」があります。「季節商品」は、対象シーズンにより収益性を管理しており、シーズン終了後は過去の実績に基づき見積もった正味売却価額をもって評価しております。

また、上記の評価損の計上に加え、販売可能性が低下した商品（「継続商品」を含む。）については、個別に見積もった正味売却価額又は処分見込価額をもって連結貸借対照表価額としております。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

見積りの主要な仮定は、将来の販売予測であり過去の実績や現在の状況を踏まえて見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

商品の評価に関する見積りは、将来の不確実な経済状況の影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	10	—
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）	514	513

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、将来減算一時差異等に対して、将来の事業計画に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

見積りの主要な仮定は将来の売上高等を含む課税所得の予測であり、過去の実績や現在の状況を踏まえた将来の事業計画を元に見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性に関する見積りは、将来の不確実な経済状況の影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1)概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2)適用予定日

2026年1月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2029年1月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであり、取引金融機関との信用状取引及び為替予約取引の担保として差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
現金及び預金	30百万円	30百万円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
	4,016百万円	4,139百万円

※3 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
建物及び構築物	35百万円	35百万円

※4 当座貸越契約

当社及び連結子会社（株式会社アイエスリンク。前連結会計年度は株式会社中初及び株式会社アイエスリンク）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行（前連結会計年度は10行）と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
当座貸越極度額	7,450百万円	7,450百万円
借入実行残高	—	190
差引額	7,450	7,260

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
313百万円	396百万円

※3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
給料手当	2,983百万円	3,144百万円
賞与引当金繰入額	84	107
退職給付費用	104	70
荷造運搬費	1,791	1,861
販売手数料	2,671	3,063
貸倒引当金繰入額	119	△15

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
建物及び構築物	－百万円	0百万円

※5 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
建物及び構築物	－百万円	0百万円

※6 減損損失

前連結会計年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県	遊休資産	建物及び構築物、土地

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分ごと、賃貸資産及び遊休資産はそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、将来の使用が見込まれなくなった遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失55百万円として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

種類	金額
建物及び構築物	19百万円
土地	35百万円

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、公示価格等をもとに算定しております。

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
神奈川県	教室	建物及び構築物、のれん、その他投資その他の資産

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分ごと、賃貸資産及び遊休資産はそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、閉所を決定した資産グループの事業資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失13百万円として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

種類	金額
建物及び構築物	4百万円
のれん	6百万円
その他投資その他の資産	2百万円

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、使用価値を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	952百万円	477百万円
組替調整額	△401	△261
税効果調整前	550	215
税効果額	△165	△63
その他有価証券評価差額金	385	151
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	952	190
税効果額	△291	△60
繰延ヘッジ損益	660	130
為替換算調整勘定：		
当期発生額	16	21
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	71	62
組替調整額	△5	△27
税効果調整前	66	34
税効果額	△24	△11
退職給付に係る調整額	42	23
その他の包括利益合計	1,104	326

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,718,800	—	—	7,718,800
合計	7,718,800	—	—	7,718,800
自己株式				
普通株式(注)1,2	385,651	90	38,500	347,241
合計	385,651	90	38,500	347,241

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使によるもの8,500株、譲渡制限付株式報酬としての処分によるもの30,000株であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	39
合計		—	—	—	—	—	39

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月23日 取締役会	普通株式	43百万円	6円00銭	2023年1月31日	2023年4月7日
2023年9月8日 取締役会	普通株式	88百万円	12円00銭	2023年7月31日	2023年10月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月22日 取締役会	普通株式	110百万円	利益剰余金	15円00銭	2024年1月31日	2024年4月11日

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,718,800	—	—	7,718,800
合計	7,718,800	—	—	7,718,800
自己株式				
普通株式（注）1,2	347,241	60	26,800	320,501
合計	347,241	60	26,800	320,501

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使によるもの3,800株、譲渡制限付株式報酬としての処分によるもの23,000株であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	37
	合計	—	—	—	—	—	37

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月22日 取締役会	普通株式	110百万円	15円00銭	2024年1月31日	2024年4月11日
2024年9月13日 取締役会	普通株式	110百万円	15円00銭	2024年7月31日	2024年10月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月21日 取締役会	普通株式	110百万円	利益剰余金	15円00銭	2025年1月31日	2025年4月10日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）	当連結会計年度 （自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）
現金及び預金	5,687百万円	4,337百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△30	△30
現金及び現金同等物	5,656	4,307

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

株式の取得により新たに株式会社アイエスリンクを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社アイエスリンク株式の取得価額と株式会社アイエスリンク取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,169百万円
固定資産	106
のれん	286
流動負債	△331
固定負債	△680
株式会社アイエスリンク株式の取得価額	550
株式会社アイエスリンク現金及び現金同等物	△513
差引：株式会社アイエスリンク取得のための支出	36

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金は、主に営業取引に係る調達であり、長期借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に基づいて、営業債権及び長期貸付金について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、各社の規程に基づいて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内規に基づいて、経理部が取締役会で承認を得た取引限度枠内において取引を行い、契約先との残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員に報告しております。連結子会社については、当社の経理部が管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づいて、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2)	4,522	4,522	—
(2) 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	1	1	—
資産計	4,524	4,524	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	3,748	3,734	△14
(2) 社債 (1年内償還予定含む)	57	56	△0
負債計	3,806	3,791	△15
デリバティブ取引 (*3)	17	17	—

当連結会計年度（2025年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2)	4,634	4,634	—
(2) 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	0	0	—
資産計	4,634	4,634	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	2,682	2,660	△22
(2) 社債 (1年内償還予定含む)	46	45	△0
負債計	2,728	2,705	△23
デリバティブ取引 (*3)	215	215	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	461	461

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2024年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金及び預金	5,687	—	—	—
受取手形	176	—	—	—
売掛金	7,969	—	—	—
電子記録債権	1,897	—	—	—
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	0	0	—	—
合計	15,730	0	—	—

当連結会計年度 (2025年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金及び預金	4,337	—	—	—
受取手形	54	—	—	—
売掛金	7,589	—	—	—
電子記録債権	1,982	—	—	—
長期貸付金 (1年内回収予定含む)	0	—	—	—
合計	13,965	—	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2024年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,066	1,366	732	458	86	38
社債 (1年内償還予定含む)	11	11	11	11	12	—
合計	1,077	1,377	744	469	99	38

当連結会計年度 (2025年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	190	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,366	732	458	86	11	26
社債 (1年内償還予定含む)	11	11	11	12	—	—
合計	1,567	744	469	99	11	26

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2024年1月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,522	—	—	4,522
デリバティブ取引				
通貨関連	—	17	—	17
資産計	4,522	17	—	4,540

当連結会計年度（2025年1月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,634	—	—	4,634
デリバティブ取引				
通貨関連	—	215	—	215
資産計	4,634	215	—	4,849

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年1月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内回収予定含む）	—	1	—	1
資産計	—	1	—	1
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	3,734	—	3,734
社債（1年内償還予定含む）	—	56	—	56
負債計	—	3,791	—	3,791

当連結会計年度（2025年1月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内回収予定含む）	—	0	—	0
資産計	—	0	—	0
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	2,660	—	2,660
社債（1年内償還予定含む）	—	45	—	45
負債計	—	2,705	—	2,705

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年1月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,400	1,633	2,766
	小計	4,400	1,633	2,766
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	122	131	△9
	小計	122	131	△9
合計		4,522	1,765	2,757

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 461百万円) については市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2025年1月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,533	1,529	3,004
	小計	4,533	1,529	3,004
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	100	131	△31
	小計	100	131	△31
合計		4,634	1,661	2,973

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 461百万円) については市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	504	404	4
合計	504	404	4

当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	401	263	—
合計	401	263	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について減損処理を行っておりません。

当連結会計年度において、投資有価証券について減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものについて、期末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものとして、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

また、その他有価証券で市場価格のない株式等について、実質価額が取得原価に比べて30%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものとして、回復可能性が十分な根拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時 価 (百万円)
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	774	—	(注2)
	買建 米ドル	買掛金 (予定取引)	9,177	—	17
合 計			9,951	—	17

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時 価 (百万円)
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	538	—	(注2)
	買建 米ドル	買掛金 (予定取引)	11,447	—	215
合 計			11,986	—	215

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
退職給付債務の期首残高	1,473百万円	1,387百万円
勤務費用	63	61
利息費用	1	1
数理計算上の差異の発生額	14	△11
退職給付の支払額	△166	△176
退職給付債務の期末残高	1,387	1,262

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
年金資産の期首残高	721百万円	774百万円
期待運用収益	14	15
数理計算上の差異の発生額	85	50
事業主からの拠出額	12	12
退職給付の支払額	△59	△63
年金資産の期末残高	774	789

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,373百万円	1,246百万円
年金資産	△774	△789
	599	457
非積立型制度の退職給付債務	13	15
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	612	472
退職給付に係る負債	788	715
退職給付に係る資産	△175	△242
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	612	472

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
勤務費用	63百万円	61百万円
利息費用	1	1
期待運用収益	△14	△15
数理計算上の差異の費用処理額	△5	△27
過去勤務費用の費用処理額	△0	—
その他	32	23
確定給付制度に係る退職給付費用	77	42

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
過去勤務費用	△0百万円	—百万円
数理計算上の差異	66	34
合計	66	34

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
未認識過去勤務費用	—百万円	—百万円
未認識数理計算上の差異	90	124
合計	90	124

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
債券	41%	42%
株式	50	50
一般勘定	5	4
その他	4	4
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
割引率	0.1～0.18%	0.1～0.18%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度33百万円、当連結会計年度34百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月 31日)
販売費及び一般管理費	1	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2017年 6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年 6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 19,200株	普通株式 8,000株
付与日	2017年 6月 2日	2018年 6月 8日
権利確定条件	該当事項はありません	該当事項はありません
対象勤務期間	該当事項はありません	該当事項はありません
権利行使期間	自 2017年 6月 3日 至 2046年 6月 2日	自 2018年 6月 9日 至 2046年 6月 8日

	2019年 6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2020年 6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社執行役員 7名	当社取締役 4名 当社執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 12,900株	普通株式 16,000株
付与日	2019年 6月 3日	2020年 6月 8日
権利確定条件	該当事項はありません	該当事項はありません
対象勤務期間	該当事項はありません	該当事項はありません
権利行使期間	自 2019年 6月 4日 至 2048年 6月 3日	自 2020年 6月 9日 至 2049年 6月 8日

	2021年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2022年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社執行役員 7名	当社取締役 5名 当社執行役員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 15,600株	普通株式 15,700株
付与日	2021年6月7日	2022年6月13日
権利確定条件	該当事項はありません	該当事項はありません
対象勤務期間	該当事項はありません	該当事項はありません
権利行使期間	自 2021年6月8日 至 2050年6月7日	自 2022年6月14日 至 2051年6月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	6,700	3,300
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	6,700	3,300

	2019年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2020年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	10,500	14,400
権利確定	-	-
権利行使	800	1,000
失効	-	-
未行使残	9,700	13,400

	2021年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2022年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	14,100	14,200
権利確定	-	-
権利行使	1,000	1,000
失効	-	-
未行使残	13,100	13,200

②単価情報

	2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	921.68	726.64

	2019年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2020年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	1,022	1,022
付与日における公正な評価単価 (円)	518.95	449.18

	2021年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2022年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	1,022	1,022
付与日における公正な評価単価 (円)	822.79	507.09

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(譲渡制限付株式報酬)

当社は、取締役等の報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該取引は会社法第202条の2に基づいて、取締役等の報酬等として金銭の振込み等を要しないで株式の発行等をする取引ではないため、「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(実務対応報告第41号 2021年1月28日)の適用はありません。

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
販売費及び一般管理費	21	22

2. 譲渡制限付株式報酬の内容

	2023年6月付与譲渡制限付株式報酬	2024年6月付与譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	①当社取締役 4名※ ②当社執行役員 7名 ③当社幹部社員 38名 ※社外取締役を除く	①当社取締役 4名※ ②当社執行役員 6名 ③当社幹部社員 38名 ※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株	普通株式 23,000株
付与日	2023年6月19日	2024年6月17日
譲渡制限対象期間	①②2023年6月19日から取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職までの間 ③2023年6月19日から2028年6月19日までの間	①②2024年6月17日から取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職までの間 ③2024年6月17日から2029年6月17日までの間
解除条件	①②対象取締役又は執行役員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。 ③対象幹部社員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の幹部社員に準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間である5年間の満了した時点で譲渡制限を解除する。	①②対象取締役又は執行役員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。 ③対象幹部社員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の幹部社員に準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間である5年間の満了した時点で譲渡制限を解除する。
付与日における公正な評価単価	757円	1,035円

3. 譲渡制限付株式報酬の数

	2023年6月付与譲渡制限付株式報酬	2024年6月付与譲渡制限付株式報酬
前連結会計年度末 (株)	30,000	-
付与 (株)	-	23,000
無償取得 (株)	-	-
譲渡制限解除 (株)	1,300	-
譲渡制限残 (株)	28,700	23,000

4. 付与日における公正な評価単価の見積方法

恣意性を排除した価額とするため、譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値としております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	236百万円	212百万円
棚卸資産評価損	98	121
繰越欠損金(注)2	2,510	2,286
土地評価損	101	101
繰延ヘッジ損失	20	20
その他	401	382
繰延税金資産小計	3,368	3,124
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△2,344	△2,108
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△509	△502
評価性引当額小計(注)1	△2,853	△2,611
繰延税金資産合計	514	513
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△829	△899
その他	△99	△181
繰延税金負債合計	△929	△1,081
繰延税金資産(負債)の純額	△414	△567

(注)1 評価性引当額の主な変動要因

評価性引当額が242百万円減少しております。これは、繰越欠損金に係る評価性引当額が235百万円減少したことによるものであります。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	10	1,306	118	70	—	1,003	2,510
評価性引当額	△10	△1,144	△118	△70	—	△999	△2,344
繰延税金資産	—	162	—	—	—	3	165

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年1月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	1,089	118	68	—	11	997	2,286
評価性引当額	△911	△118	△68	—	△11	△997	△2,108
繰延税金資産	177	—	—	—	—	—	177

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年1月31日)	当連結会計年度 (2025年1月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	△0.4
税額控除額	—	△2.2
住民税均等割	0.4	0.7
在外子会社留保利益	△0.5	0.1
のれん償却額	0.2	1.2
評価性引当額の増減によるもの	△16.4	△15.5
その他	0.4	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.1	14.7

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.6%から、2027年2月1日以後に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%となります。

なお、当該変更の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年1月12日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、当社の連結子会社である株式会社中初を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2024年4月1日に吸収合併いたしました。

(1)取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業内容

結合企業の名称 クロスプラス株式会社

事業の内容 衣料品・服飾雑貨全般の企画製造・専門店・EC等への卸売及び百貨店等での小売

被結合企業の名称 株式会社中初

事業の内容 服飾雑貨の製造卸売・帽子及び服飾小物のOEM・ODM事業

②企業結合日

2024年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社中初は解散いたしました。

④結合後企業の名称

クロスプラス株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

当社グループにおけるライフスタイル事業強化の一環として、経営基盤の集約、業務効率化及び意思決定の迅速化を目的としております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、衣料品事業の割合が高く開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

区分	金額（百万円）
専門店	29,260
量販店	20,056
無店舗	5,102
百貨店他	2,327
E C	2,361
その他	1,080
顧客との契約から生じる収益	60,190
その他の収益	—
外部顧客への売上高	60,190

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

区分	金額（百万円）
専門店	30,155
量販店	20,988
無店舗	5,100
百貨店他	2,241
E C	2,794
その他	724
顧客との契約から生じる収益	62,004
その他の収益	—
外部顧客への売上高	62,004

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」「4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約負債の残高等

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

（2）残存履行業務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため実務上の便法を適用し記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社しまむら	20,226

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社しまむら	20,293

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
1株当たり純資産額	2,100円72銭	2,285円08銭
1株当たり当期純利益	280円54銭	174円53銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	278円08銭	173円11銭

(注) 1. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

	前連結会計年度末 (2024年1月31日)	当連結会計年度末 (2025年1月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	15,524	16,942
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	39	37
(うち新株予約権 (百万円))	(39)	(37)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	15,485	16,905
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数 (株)	7,371,559	7,398,299

(2) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前連結会計年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当連結会計年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,064	1,289
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	2,064	1,289
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,357,473	7,388,443
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	65,043	60,621
(うち新株予約権 (株))	(65,043)	(60,621)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)アイエスリンク	第2回無担保社債 (注) 1. 2	年月日 2021. 12. 27	57 (11)	46 (11)	0.38	なし	年月日 2028. 12. 27
合計	—	—	57 (11)	46 (11)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)
11	11	11	12	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金 (注) 1	—	190	0.374	—
1年以内に返済予定の長期借入金 (注) 1	1,066	1,366	0.574	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを 除く。) (注) 1、2、3	2,682	1,316	0.574	2026年～2032年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	3,748	2,872	—	—

(注) 1 借入金等の「平均利率」は、期中平均借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 当期残高のうち、長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く) 300百万円は無利息であります。

3 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	732	458	86	11

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	29,616	62,004
税金等調整前中間 (当期) 純利益 (百万円)	1,131	1,511
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (百万円)	754	1,289
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	102.24	174.53

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,353	3,499
受取手形	176	54
売掛金	※2 7,516	※2 7,300
電子記録債権	1,848	1,976
商品	2,148	2,612
貯蔵品	25	34
前渡金	103	513
前払費用	109	89
その他	※2 155	※2 428
貸倒引当金	△21	△21
流動資産合計	16,415	16,489
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 1,654	※1 1,597
構築物（純額）	23	20
機械及び装置（純額）	30	26
工具、器具及び備品（純額）	47	41
土地	1,837	1,837
建設仮勘定	-	39
有形固定資産合計	3,593	3,563
無形固定資産		
ソフトウェア	141	89
その他	10	44
無形固定資産合計	152	134
投資その他の資産		
投資有価証券	4,934	5,095
関係会社株式	1,291	602
関係会社出資金	50	50
長期貸付金	※2 1,250	※2 730
長期前払費用	17	14
前払年金費用	82	113
その他	354	317
貸倒引当金	△130	△102
投資その他の資産合計	7,850	6,820
固定資産合計	11,596	10,518
資産合計	28,011	27,007

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 2,762	2,486
電子記録債務	2,271	2,244
短期借入金	※2 229	-
1年内返済予定の長期借入金	1,054	1,354
未払金	※2 716	※2 670
未払費用	280	263
未払法人税等	549	29
預り金	※2 81	※2 80
賞与引当金	83	128
その他	574	214
流動負債合計	8,603	7,471
固定負債		
長期借入金	2,596	1,242
繰延税金負債	379	511
退職給付引当金	786	711
資産除去債務	40	41
その他	129	127
固定負債合計	3,932	2,634
負債合計	12,536	10,105
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金		
資本準備金	2,007	2,007
資本剰余金合計	2,007	2,007
利益剰余金		
利益準備金	223	223
その他利益剰余金		
別途積立金	3,000	3,000
繰越利益剰余金	6,791	7,883
利益剰余金合計	10,015	11,106
自己株式	△460	△425
株主資本合計	13,506	14,633
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,918	2,081
繰延ヘッジ損益	11	150
評価・換算差額等合計	1,929	2,231
新株予約権	39	37
純資産合計	15,475	16,901
負債純資産合計	28,011	27,007

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月 31日)	当事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月 31日)
売上高	※1 57,351	※1 59,221
売上原価	※1 41,447	※1 43,707
売上総利益	15,904	15,514
販売費及び一般管理費	※1, ※2 13,979	※1, ※2 14,464
営業利益	1,925	1,049
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 207	※1 110
受取家賃	※1 149	※1 147
業務受託料	※1 19	※1 13
為替差益	-	1
その他	7	62
営業外収益合計	382	335
営業外費用		
支払利息	※1 24	※1 21
為替差損	4	-
貸貸収入原価	44	40
固定資産除却損	2	1
業務受託費用	11	6
その他	0	6
営業外費用合計	86	76
経常利益	2,220	1,308
特別利益		
投資有価証券売却益	404	263
会員権売却益	-	2
受取保険金	112	-
抱合せ株式消滅差益	-	1
特別利益合計	516	266
特別損失		
固定資産売却損	-	※3 0
減損損失	55	-
関係会社株式評価損	321	29
投資有価証券売却損	3	-
解約違約金	-	15
特別損失合計	380	45
税引前当期純利益	2,356	1,530
法人税、住民税及び事業税	498	195
法人税等調整額	△164	12
法人税等合計	334	207
当期純利益	2,021	1,322

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,944	2,007	-	2,007	223	3,000	4,925	8,148
当期変動額								
剰余金の配当							△132	△132
当期純利益							2,021	2,021
自己株式の取得								
自己株式の処分			△22	△22				
自己株式処分差損の振替			22	22			△22	△22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,866	1,866
当期末残高	1,944	2,007	-	2,007	223	3,000	6,791	10,015

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△511	11,589	1,540	△647	893	43	12,525
当期変動額							
剰余金の配当		△132					△132
当期純利益		2,021					2,021
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	51	28					28
自己株式処分差損の振替		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			377	658	1,036	△3	1,032
当期変動額合計	50	1,917	377	658	1,036	△3	2,950
当期末残高	△460	13,506	1,918	11	1,929	39	15,475

当事業年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,944	2,007	-	2,007	223	3,000	6,791	10,015
当期変動額								
剰余金の配当							△221	△221
当期純利益							1,322	1,322
自己株式の取得								
自己株式の処分			△9	△9				
自己株式処分差損の振替			9	9			△9	△9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,091	1,091
当期末残高	1,944	2,007	-	2,007	223	3,000	7,883	11,106

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△460	13,506	1,918	11	1,929	39	15,475
当期変動額							
剰余金の配当		△221					△221
当期純利益		1,322					1,322
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	35	26					26
自己株式処分差損の振替		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			163	138	302	△2	299
当期変動額合計	35	1,126	163	138	302	△2	1,426
当期末残高	△425	14,633	2,081	150	2,231	37	16,901

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

月次総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、衣料品及び非衣料品の企画・製造・販売を主な事業としているほか、店舗・ECでの小売販売を行っており、主な顧客は衣料品を販売する事業会社や一般消費者であります。また、当社の主要な取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(1) 卸売に係る収益

卸売に係る収益は、主に商品を顧客に引き渡し、顧客による検収が完了した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の検収時点で収益を認識しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

(2) 小売に係る収益

小売に係る収益は、主に商品の引渡時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。販売店等における消化仕入取引のうち、顧客への財又はサービスの提供における役割が本人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しております。なお、国内のEC販売において、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社は、社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 商品の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
商品	2,148	2,612
商品の簿価の切下額	268	390

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 1. 商品の評価」の内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)	498	513

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 2. 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

※1 圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
建物	35百万円	35百万円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
短期金銭債権	46百万円	52百万円
長期金銭債権	1,250	730
短期金銭債務	245	9

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行（前事業年度は10行）と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
当座貸越極度額	6,800百万円	7,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	6,800	7,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
営業取引による取引高		
売上高	3百万円	0百万円
売上原価	95	83
販売費及び一般管理費	253	150
営業取引以外の取引による取引高		
受取利息及び配当金	119	5
受取家賃	11	3
業務受託料	17	12
支払利息	0	0

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93%、当事業年度93%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7%、当事業年度7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
給料及び手当	2,746百万円	2,911百万円
賞与引当金繰入額	82	105
退職給付費用	103	70
荷造運搬費	1,726	1,837
販売手数料	2,671	3,055
減価償却費	201	180

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
建物	－百万円	0百万円

(有価証券関係)

子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
子会社株式	1,291	602

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	236百万円	212百万円
棚卸資産評価損	82	119
繰越欠損金	2,096	1,880
土地評価損	101	101
繰延ヘッジ損失	20	20
その他	605	588
繰延税金資産小計	3,142	2,922
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,934	△1,702
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△709	△706
評価性引当額小計	△2,644	△2,409
繰延税金資産合計	498	513
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△822	△899
その他	△55	△125
繰延税金負債合計	△878	△1,024
繰延税金資産（負債）の純額	△379	△511

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.5	△0.4
税額控除額	—	△2.1
住民税均等割	0.3	0.5
評価性引当額の増減によるもの	△15.9	△15.4
その他	0.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.2	13.6

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.6%から、2027年2月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%となります。

なお、当該変更の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	4,886	56	7	106	4,936	3,338
	構築物	250	0	—	2	250	230
	機械及び装置	215	3	—	6	218	191
	工具、器具及び備品	327	14	21	18	320	279
	土地	1,837	0	0	—	1,837	—
	建設仮勘定	—	39	—	—	39	—
	計	7,517	114	28	135	7,602	4,039
無形 固定資産	ソフトウェア	1,962	16	0	63	1,978	1,888
	その他	259	35	—	1	294	249
	計	2,221	51	0	64	2,272	2,138

(注) 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	151	124	151	124
賞与引当金	83	128	83	128

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	当社の株式取扱規程に定める額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	<p>株主優待</p> <p>1月31日現在100株以上所有の株主を対象に、当社グループ商品又はクロスプラスオンラインストアでご利用いただけるクーポン券を贈呈する。</p> <p>100株以上～ 500株未満 小売価格 3,000円</p> <p>500株以上～1,000株未満 小売価格 5,000円</p> <p>1,000株以上 小売価格10,000円</p> <p>100株以上、2年以上継続保有 上記オンラインストアクーポン券へ2,000円増額</p> <p>特別優待</p> <p>1月31日現在、直近の期末株主名簿から100株以上を1年以上継続保有の株主10名それぞれへ30万円の旅行券を贈呈。また、直近の期末株主名簿から100株以上を3年以上継続保有の株主2名それぞれへ30万円の旅行券を贈呈。なお、抽選会は年1回定時株主総会の終了時に、株主総会会場にて実施する。</p>

(注) 単元未満株式を有する株主の権利については、当社定款第8条に以下の定めをしております。

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第71期）（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日） 2024年4月30日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年4月30日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第72期第1四半期）（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日） 2024年6月14日東海財務局長に提出

(4) 半期報告書及び確認書

（第72期中）（自 2024年2月1日 至 2024年7月31日） 2024年9月13日東海財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2024年4月30日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年4月25日

クロスプラス株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 富田 雅彦
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷 明宏

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金負債が567百万円計上されている。注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、当該繰延税金資産及び繰延税金負債のうち、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は2,286百万円、その他の将来減算一時差異に係る繰延税金資産は838百万円であり、評価性引当額が控除され、繰延税金負債と相殺の上、連結貸借対照表に表示されているが、繰延税金資産のうち、クロスプラス株式会社の計上額がその大部分を占めている。</p> <p>繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の使用により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で認識される。また、その回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業分類、一時差異等の解消スケジュール、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積り及びタックス・プランニング等に基づいて判断される。</p> <p>このうち、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りにおける主要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、将来の売上高等を含む課税所得の予測であり、過去の実績や現在の状況を踏まえた将来の事業計画を元に見積もられている。</p> <p>上記の主要な仮定は不確実性を伴い、経営者の判断に重要な影響を受けるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業分類の妥当性について検討した。 ・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績とを比較した。 ・事業計画の作成における主要な仮定の設定を含む、繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について検討するとともに、その解消見込年度のスケジュールリングについて検討した。 ・将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。 <p>将来の事業計画の検討にあたっては、取締役会によって承認された直近の予算との整合性を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の事業計画に含まれる主要な仮定である売上高の予測について、経営者と議論するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クロスプラス株式会社の2025年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、クロスプラス株式会社が2025年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

クロスプラス株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 富田 雅彦
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷 明宏

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社の2025年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金負債が511百万円計上されている。注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は1,880百万円、その他の将来減算一時差異に係る繰延税金資産は1,042百万円であり、評価性引当額が控除され、繰延税金負債と相殺の上、貸借対照表に表示されている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年4月28日
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 大寛
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長山本大寛は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年4月28日
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 大寛
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役山本大寛は、当社の第72期（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。